

令和２年度 第11回定例庁議 次第

日時：令和３年２月10日（水）午後１時15分～

場所：本館３階302会議室

１ 開会

２ 市長あいさつ

３ 協議・報告事項

- (1) 「笛吹市国土強靱化地域計画」（案）について(総合政策部)
- (2) 笛吹市職員表彰要綱の制定について(総合政策部)
- (3) 令和３年度当初予算案について(総合政策部)
- (4) 「第４次笛吹市男女共同参画計画」（案）について(市民環境部)
- (5) 「笛吹市第４次障害者基本計画」（案）等について(保健福祉部)
- (6) 「笛吹市第４次地域福祉計画」の策定について(保健福祉部)
- (7) 「笛吹市水道事業ビジョン」（案）について(公営企業部)
- (8) 「笛吹市水道事業経営戦略」（案）について(公営企業部)
- (9) 「笛吹市公共下水道事業計画」の変更について(公営企業部)
- (10) 「笛吹市下水道事業経営戦略」（案）について(公営企業部)

４ その他

- (1) 定例庁議予定日 令和３年３月11日（木）午後１時15分～
本館３階302会議室
- (2) 令和３年笛吹市議会第1回定例会 代表質問、一般質問答弁検討日程
令和３年２月22日（月）、24日（水）、25日（木）、26日（金） いずれも終日

５ 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 3 年 2 月 10 日提出	
件 名	「笛吹市国土強靱化地域計画」 (案) について	部局名	総合政策部
概要	「笛吹市国土強靱化地域計画」は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定するものであり、全国の市町村で計画の策定を進めている。 本市においても、南海トラフ地震や豪雨、豪雪等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害の低減を図り、迅速に回復することができるよう「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定する。		
経過	計画の策定に当たっては、全庁的な合意形成及び効率的な連絡、調整を図るため、笛吹市国土強靱化地域計画策定本部を設置し、3 回の本部会議を開催した。 また、関係する課の職員で構成されたワーキンググループ会議を 2 回開催し、具体的な事項の検討を行った。		
問題・課題	計画の着実な推進を図るため、毎年度、施策の進捗状況の検証を行う必要がある。		
対応策	令和 3 年度に、アクションプランを作成し、計画期間における施策の進捗状況の検証を行う。 今後の予定は次のとおり。 1 令和 3 年 2 月 12 日から 3 月 5 日まで計画案についてパブリックコメントを実施 2 令和 3 年 2 月 12 日の議会全員協議会で計画案について説明 3 令和 3 年 3 月末、計画策定		
協議結果	【協議事項了】		

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 3 年 2 月 10 日提出	
件 名	笛吹市職員表彰要綱の制定について	部局名	総合政策部
概要	功勞をもって市に貢献し、想定を上回る成果を挙げた職員又は担当等を表彰することによって、職員の勤勞意欲の高揚及び能率の向上並びに組織の活性化を図ることを目的に、新たに笛吹市職員表彰要綱を制定した。		
経過	限られた財源、限られた職員数で、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員のやる気や頑張る力を引き出し、さらには、他の職員の模範となる行いを共有することで、組織の活性化につなげる必要がある。		
問題・課題			
対応策	職務において、多大な努力と創意工夫により、想定を上回る成果を挙げた、又は市民サービスの向上若しくは業務改善に取り組んだ職員又は担当等について、各年度で部ごとに 2 件を上限に内申し、選考会による選考を行った上で、市長が表彰する。 【今後の予定】 1 各部長等へ内申の依頼（庁議終了後） 2 内申書の提出（2 月末まで） 3 選考会（3 月上旬） 4 表彰（3 月中旬）		
協議結果	【報告事項確認了】		

別記様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

所属
部長等氏名

職員表彰内申書

笛吹市職員表彰要綱第4条第1項の規定により、内申します。

職員名 又は 担当等	
表彰区分	☐ (1) 多大な努力と創意工夫により、成果を挙げたもの 又は市民サービスの向上に功績があったもの若しくは 業務改善に取り組んだもの ☐ (2) 笛吹市職員提案制度実施要綱に規定する職員提案 が表彰に値すると認められるもの ☐ (3) 前号に掲げるもののほか、特に優秀な提案を行い 表彰に値すると認められるもの ☐ (4) その他表彰することが適当であると認められる成 果のあったもの
内申事由 の具体的 内容	
具体的 成果	

備考 必要に応じて資料を添付してください。

笛吹市職員表彰要綱

令和3年2月5日

訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、功労をもって市に貢献し、想定を上回る成果(以下「成果」という。)を挙げた職員を表彰することによって、勤労意欲の高揚及び能率の向上並びに組織の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する者をいう。
- (2) 担当等 市の執行機関等に属する課、支所、事務局、署、担当又は職員で組織するグループをいう。
- (3) 部長等 別表に掲げる者をいう。

(表彰の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する職員又は担当等を表彰するものとする。

- (1) 多大な努力と創意工夫により、成果を挙げたもの又は市民サービスの向上に功績があったもの若しくは業務改善に取り組んだもの
- (2) 笛吹市職員提案制度実施要綱(平成18年笛吹市訓令第44号)に規定する職員提案が表彰に値すると認められるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に優秀な提案を行い表彰に値すると認められるもの
- (4) その他表彰することが適当であると認められる成果のあったもの

(表彰の内申)

第4条 部長等は、前条に規定する職員又は担当等が所属にあるときは、職員表彰内申書(別記様式)により、市長に内申するものとする。この場合において、支所に当該職員又は担当等があるときは、総務部長が内申を行うものとする。

2 内申は、部長等1人につき、一会計年度において2件を上限とする。

3 内申は、原則として毎年1月末までに行うものとする。

(表彰の選考等)

第5条 市長は、前条に規定する内申書が提出されたときは、職員表彰選考会

(以下「選考会」という。)を開き、被表彰職員又は担当等を決定するものとする。

- 2 選考会は、市長、副市長、総務部長、総合政策部長及び総務課長を委員として組織する。
- 3 選考会の委員長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(表彰の時期等)

第6条 表彰は、原則として毎年3月に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 表彰は、表彰状の授与のほか、市長が認める方法で行う。

(庶務)

第7条 表彰に関する庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

総務部長、総合政策部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育部長、消防長
--

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 3 年 2 月 10 日提出	
件 名	令和 3 年度当初予算案について	部局名	総合政策部
概要	笛吹市財務規則に基づき、「令和 3 年度当初予算案」を作成したので報告する。		
経過	昨年 12 月 1 日に各部から提出された令和 3 年度当初予算見積書について、財政課査定、総合政策部長査定を経て、1 月 15 日に市長査定が終了し、令和 3 年度当初予算案が決定した。 ※一般会計総額 355 億 5,511 万 3 千円		
問題・課題	令和 3 年度の一般会計当初予算額は、前年比で 33 億 6,042 万円、10.4%の増となった。 主な増額要因としては、新山梨環状道路整備事業、浅川中学校校舎等改修事業及びふるさと納税事業など重点事業に選定した事業費が前年比 14 億 6,542 万円の増額となったこと。 また、ふるさと納税寄附金額の増加に伴い、まちづくり基金積立金額が 9 億 6,780 万円の増額となること。さらに、新型コロナウイルス感染症対策経費として 8 億 5,190 万円を計上したことがあげられる。 増加する歳出予算を抑えていくためには、今後もスクラップアンドビルドを職員に周知徹底し、事務事業の見直しを図っていく必要がある。		
対応策	2 月 19 日から開会される第 1 回市議会定例会へ提出する。		
協議結果	【報告事項確認了】		

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和 3 年 2 月 10 日提出	
件 名	「第 4 次笛吹市男女共同参画計画」(案)について	部局名	市民環境部
概要	笛吹市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年度に「第 3 次笛吹市男女共同参画計画」を策定した。 この計画が、令和 2 年度に計画期間の満了を迎えるため、新たに令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 次笛吹市男女共同参画計画」を策定する。		
経過	令和 2 年 7、8 月 18 歳以上の市民 1,800 人に男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施 令和 2 年 10 月 第 1 回プラン策定委員会を開催し、市民アンケートと施策実施状況報告書による検証 令和 2 年 11 月 第 2 回プラン策定委員会を開催し、計画骨子(案)について検討 令和 2 年 12 月 第 1 回庁内推進会議を開催し、各部局の該当施策を協議 令和 2 年 12 月 第 1 回男女共同参画審議会を開催し、計画素案について審議 令和 3 年 1 月 第 3 回プラン策定委員会を開催し、計画素案について検討		
問題・課題	現行計画の施策の実施状況とアンケート調査の結果を踏まえ、社会情勢や笛吹市の特性に応じた計画とする必要がある。		
対応策	庁内推進会議で各部局の該当施策を協議した上で、プラン策定委員会で計画素案を検討し、さらに男女共同参画審議会でも審議した。 令和 3 年 2 月中に、計画案についてのパブリックコメント、議会全員協議会で説明した後、男女共同参画審議会でも最終的な審議を行い、男女共同参画審議会から市長へ答申する予定となっている。		
協議結果	【協議事項了】		



輝け 男女笛吹プラン

第4次笛吹市男女共同参画プラン



令和3年3月

笛吹市



輝けチャチャチャ笛吹の未来

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

①わたしがわたしらしくなるために
②あなたがあなたらしく

みんなそろって手をたたこ

①わたしがわたしらしくなるために
②あなたがあなたらしく

だ そうだよ かんがえて みようよ ①ゆうき
②かがや

をき だしが～てら すすむこ とだけさ

①わたしがわたしらしくなるためなる
②あなたがあなたらしく

た め に

市長挨撈



目 次

第1章 計画策定の基本的な事項	1
1 計画策定の目的	1
2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
第2章 本市の現状	5
社会情勢の変化	5
第3章 第3次プランの課題整理	8
1 第3次プラン概要	8
2 第3次プランの課題整理	9
第4章 第4次プランの基本的な考え方	13
1 第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方	13
2 第4次プラン目標の設定	14
第5章 各基本目標の内容	18
基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり	18
基本目標2 男女が働きやすいまちづくり	22
基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	26
基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり	29
基本目標5 男女共同参画をすすめる推進体制の充実	33
数値目標(KPI)一覧	37
男女共同参画推進委員会 各部会取組一覧	38
第6章 推進体制	39
1 附属機関	39
2 市民・企業・団体との協働による推進体制	39
3 庁内の推進体制	40



資料1 第3次プランの数値目標の検証	42
--------------------------	----

資料2 市民アンケート結果の検証	47
------------------------	----

資料3	58
-----------	----

1 第4次プランに関する諮問書	58
2 第4次プランに関する答申書	59
3 世界の動き	60
4 国の動き	61
5 山梨県の動き	62
6 笛吹市の動き	64
7 笛吹市男女共同参画推進条例	65
8 男女共同参画審議会 委員名簿	72
9 男女共同参画推進計画策定委員会 委員名簿	73
10 策定までの経過	74



第1章 計画策定の基本的な事項

1 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）においては、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

また、平成27年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

笛吹市では、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心できる社会の構築に向けて平成18年に第1次、平成23年に第2次、平成28年に第3次の男女共同参画プラン「輝け男女 笛吹プラン」を策定してきました。

また、平成19年には、市民の立場で男女共同参画の推進を行う男女共同参画推進委員会が発足し、推進委員会が中心となり、平成23年には市民との協働による「男女共同参画推進条例」を公布しました。さらに、平成27年には市と男女共同参画推進委員会が協力し、「男女共同参画都市」を宣言しています。

このように、着実に市の男女共同参画推進体制が整いつつある一方、少子高齢化や核家族化の進行に加えて、頻発する大規模災害・世界規模の感染症、AI（人工知能）などの技術進歩など社会経済情勢の変化も一層早くなっています。また、新たな法律整備により、政策・方針決定などあらゆる分野での女性の活躍を推進する機運も高まってきた状況です。

こうした状況を踏まえ、現行計画である第3次男女共同参画プラン（以下、「第3次プラン」という。）の計画期間が令和2年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図り、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するため、第4次笛吹市男女共同参画プラン（以下、「第4次プラン」という。）を策定します。

なお、男女共同参画社会づくりについては、市だけで実現できるものではなく、市民の皆様や事業者の皆様とともに推進していくことが重要となります。





2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言

(1) 笛吹市男女共同参画推進条例：平成23年

本市初となる市民提案型の条例として、男女共同参画推進委員会との協働による笛吹市男女共同参画推進条例を制定しました。(全文は資料3参照)

男女共同参画プランは、条例第3条の男女共同参画推進の基本理念に基づき策定を行っています。

本市では、笛吹市男女共同参画推進条例の7つの理念に基づいて男女共同の実現を目指しています。

- ① 個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保しましょう。
- ② 社会において活動していく上で、社会制度や慣行ができる限り中立なものとするよう配慮しましょう。
- ③ 性別にかかわらず、社会の対等な構成員として政策や事業者における方針の立案や決定に共に参画する機会を確保しましょう。
- ④ 家族一人ひとりがお互い協力し、社会の支援を受けながら、次世代を担う子育て、介護などの家庭生活で役割を果たすとともに、家庭以外の場でも活動できるようにしましょう。
- ⑤ 性別にかかわらず、それぞれの性についての理解を深めることで、妊娠・出産その他の性と生殖に関して、お互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康で安全な生活を確保できるようにしましょう。
- ⑥ 地域、家庭、職場などあらゆる場面で暴力、虐待、他の人を不快にさせるような性的な言動をしないようにしましょう。
- ⑦ 国際的な取組にも目を向け、国際協調の理念のもとに男女共同参画社会を推進しましょう。





(2) 男女共同参画都市宣言：平成27年

本市は、市全体が一体となり「市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる男女共同参画都市 笛吹市」の実現に向けての機運を広く醸成するため「男女共同参画都市」を宣言しています。

男女共同参画プランは、この宣言に基づき、性別により役割を固定されることなく、家庭生活や職場、地域社会において、一人ひとりがもつ個人としての価値観の多様性をお互いに尊重しつつ、その能力が公平に活かせるような社会を目指しています。

○笛吹市男女共同参画都市宣言



～認め合い ^{とも}男女 に奏でるハーモニー～



わたしたち笛吹市民は、甲斐の国千年の都、古くから、甲斐の国の中心として栄えた歴史あるまち、豊かな自然に恵まれ、桃・ぶどう日本一のまち、温泉と観光のまちを誇りにしています。「わたしらしく、あなたらしく生きる」を合言葉に、自立した男女が互いに尊重し合い、社会の対等な構成員として責任をもって活躍でき、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、『男女共同参画都市』を宣言します。

- Ⅰ わたしたちは、家族一人ひとりが性別により役割を固定されることなく、互いを認め協力し合う明るい家庭をつくれます。
- Ⅱ わたしたちは、男女が平等で、個人としての能力や機会が公平に活かされる働く環境をつくれます。
- Ⅲ わたしたちは、物事を決める場に男女が共に参画し、地域の一員としての役割を果たせる ^{まち}地域をつくれます。
- Ⅳ わたしたちは、市と市民がともに手を携え、協働し、暮らしやすい世界をつくれます。





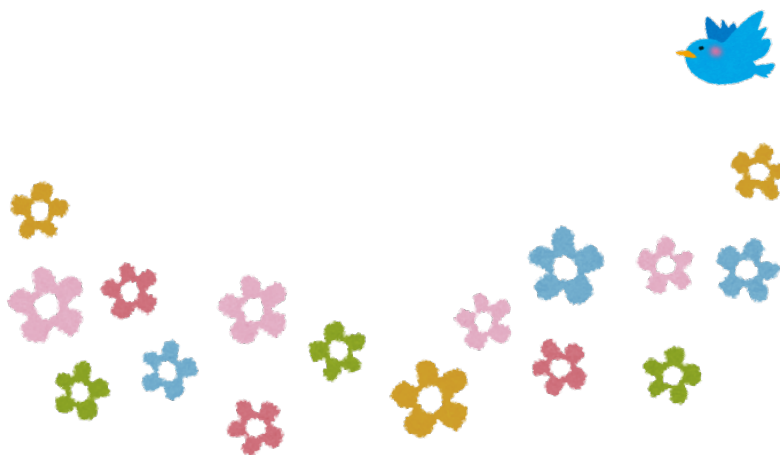
3 計画の位置づけ

男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」かつ「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める基本的な計画であるとともに、重点目標1-2「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」並びに重点目標2-1「多様な働き方の実現と女性の活躍の推進」の取組を持って「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第6条第2項に定める「市町村推進計画」を包含することとし、一体として施策の推進を図ります。

また、第2次笛吹市総合計画における将来像『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』の実現に当たり定められた3つの基本目標のうち、基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」における施策「市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり」に位置付けられた取組として、施策の推進を図るとともに、関連する本市の他計画との整合に配慮します。

4 計画の期間

第4次プランの推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。





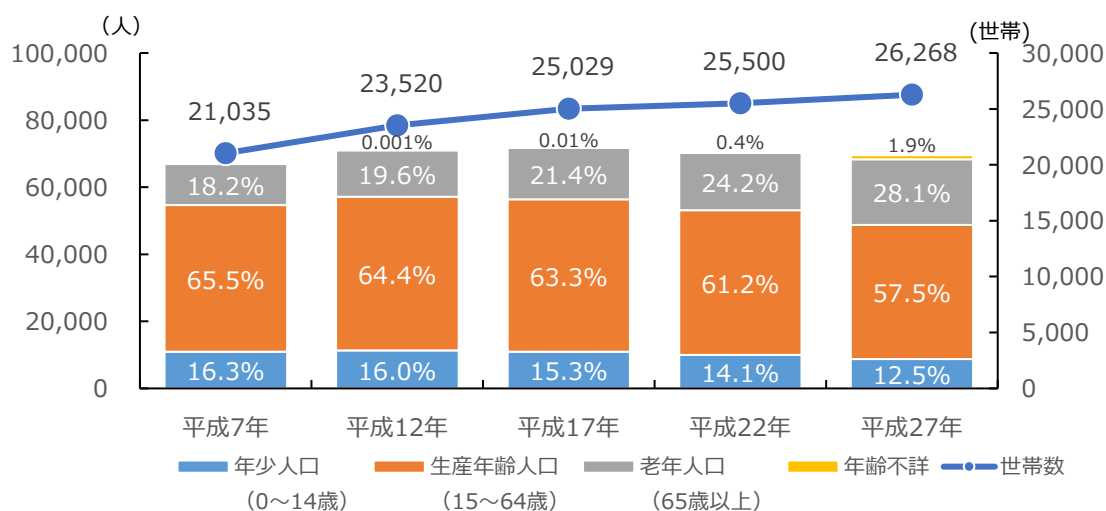
第2章 本市の現状

社会情勢の変化

(1) 人口・世帯

本市の人口は、5年ごとの国勢調査によると、平成17年の71,711人をピークに減少に転じ、平成27年では7万人を割り込み、69,559人となりました。一方、平成7年から平成27年までの世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成27年は26,268世帯となっています。また、高齢化率は平成17年に21.4%となり、本市でも高齢化率が21%を超える「超高齢社会」へと移行し、その割合は年々増加しています。

総人口と世帯数の推移

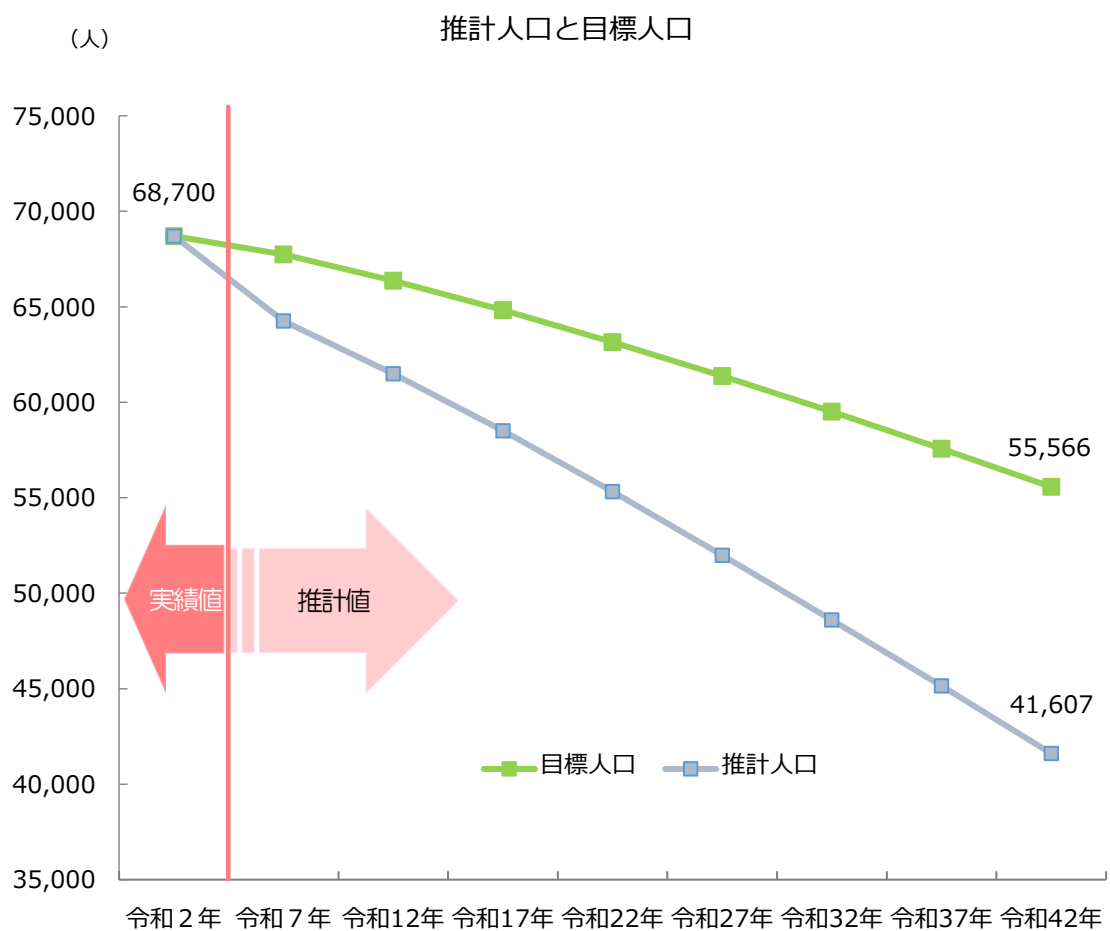


	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559
年少人口 (0~14歳)	10,924	11,366	10,966	9,960	8,720
生産年齢人口 (15~64歳)	43,781	45,761	45,382	43,189	40,010
老年人口 (65歳以上)	12,134	13,897	15,356	17,092	19,541
年齢不詳	0	1	7	288	1,288
世帯数	21,035	23,520	25,029	25,500	26,268
1世帯あたり人数 (人/世帯)	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65
高齢化率(%)	18.2	19.6	21.4	24.2	28.1

資料：国勢調査

(2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、現在の人口動向が続いた場合、令和42年には41,607人まで減少することが予測されています。一方、本市では、出生率や人口の転入などを見込み、令和42年の目標人口を55,000人として、人口増に向けた各種施策を進めています。

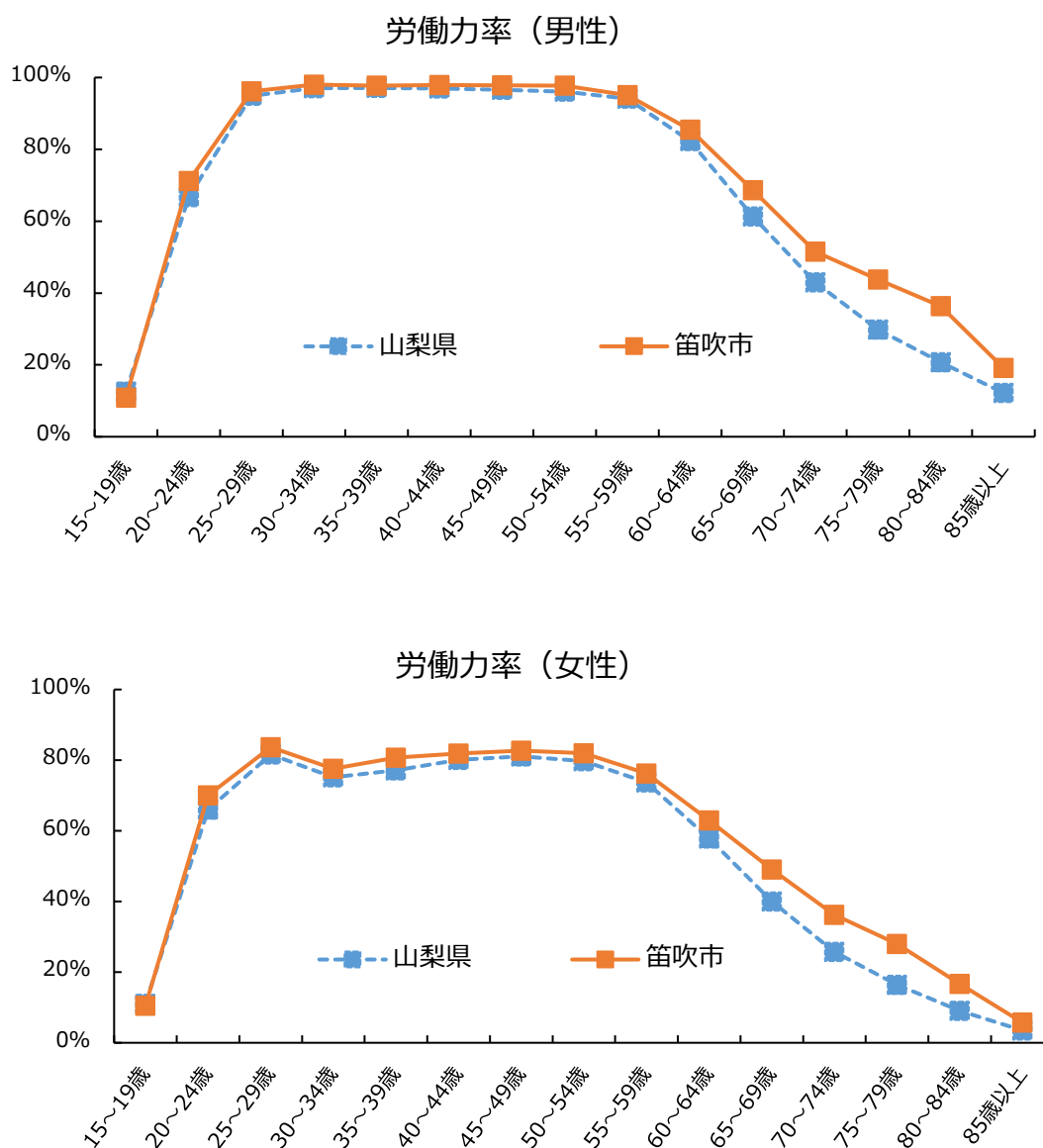


資料:推計値は笛吹市人口ビジョン、実績値は住民基本台帳



(3) 労働力率

労働力率^{*1}を山梨県と本市で比較すると、男女ともに10代を除き、本市の方が山梨県全体よりも高くなっています。また、男女ともに、特に60歳以上でその差が大きくなっていることも特徴と言えます。



資料：国勢調査（平成 27 年）

^{*1} 労働力率＝「労働力人口」÷「15 歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100



第3章 第3次プランの課題整理

Ⅰ 第3次プラン概要

計画期間は平成28年度から令和2年度の5年間です。
基本目標及び重点目標は以下のとおりです。

表Ⅰ 第3次プランの体系

	基本目標	重点目標
1	男女の人権が尊重されるまちづくり	1 家庭における性別役割分担意識の固定化の解消
		2 男女の人権の尊重
		3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
2	男女が働きやすいまちづくり	1 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進
		2 農業などの自営業者や中小企業における男女共同参画の推進
3	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	1 性に応じた心と身体 の健康の推進
		2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
		3 継続した結婚から子育てまでの支援
4	男女が地域で輝くまちづくり	1 地域における男女共同参画の推進
		2 防災・減災への女性の参画
5	男女共同参画を進める基盤づくり	1 政策方針決定過程への女性の参画の拡大
		2 女性リーダーの養成・育成
		3 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進
		4 多様な団体における男女共同参画の推進
		5 推進状況の検証

2 第3次プランの課題整理

第3次プランの検証（数値目標の達成状況及びアンケート調査結果）から見えてきた課題について整理します。なお課題については本市の施策と年次状況報告による検証（資料1）、市民アンケート調査結果の検証（資料2）、男女共同参画推進委員会の活動の視点から検討しました。

全体

課題1 男女共同参画社会の実現に対する理解

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少局面にある本市にとって、社会の多様性を高め、経済的に力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の「平等」を担保する観点から極めて重要です。

これまでの歴史的背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、社会全体でより一層の取組を進めていくことが非常に重要です。

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

課題2 個々の能力が「平等」に扱われる視点

アンケート結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成の割合は減少傾向にあるものの、男女の役割分担を受容する意見も依然として見受けられます。人としての能力は平等であるにも関わらず、このような固定的役割分担意識により、役割が固定されることは、人権を侵すことにつながりかねません。

このため、社会の多様性を高め、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現におけ、固定的役割分担意識の解消は必要不可欠です。このことから、引き続き固定的役割分担意識の解消に向け、性別や年代に応じて啓発の方法を変えるなど効果的な取組を進めていくことが重要です。また、制度・慣習が男女共同参画の視点からできる限り中立なものとなるように配慮していくことも併せて重要です。

課題3 DV・デートDV等あらゆる暴力の根絶

暴力をふるう行為は、支配服従関係を強いることであり、婚姻関係や恋愛関係など密接な関係における男女間であっても、重大な人権侵害です。近年、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力（デートDV）、性犯罪、売買春など暴力は一層多様化しています。

被害から回復するための取組とともに、暴力を容認しない社会の実現と暴力の根絶を図ることが重要です。そのため、何がDVに当たるかといった啓発に加えて、暴力行為に至る原因にも着目し、対応する必要があります。また、配偶者暴力支援センターの認知度を向上させる取組も必要です。



基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

課題4 多様なライフスタイルの支援

市の施策検証により女性のフルタイム等が増え、一時預かりの利用が減少している状況がうかがえ、女性の就労は進みつつあります。一方で、家庭における家事・育児・介護については、アンケート結果から、女性に偏っていることがうかがえます。これは、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的役割分担意識が阻害要因になっていると考えられます。

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で人生の最期を迎えることができる環境整備が社会全体で進められ、在宅介護が重視されるなど、家庭における個人の役割も多種多様になっています。このことから、女性の個性と能力を十分に発揮し、社会参加（就労等）を促進していくためには、固定的役割分担意識の解消を図り、家庭における役割分担を見直すとともに、家庭外のサービスの充実を図るなど、多様なライフスタイルを支援するしくみづくりが重要です。

育児や介護の休業制度は一定程度の認知がなされている一方、休暇取得のしやすさの実感には至っていないことがうかがえます。このことから、家族一人ひとりがお互いに協力し、社会の支援を受けながら、育児・介護などの家庭生活の役割を果たすとともに、育児・介護と仕事の両立を支援するための使いやすい制度や環境づくりが重要です。また、固定的役割分担意識を解消する環境づくりのひとつとして、男女間の賃金格差の是正により、「男は仕事」の優位性をなくすことも重要です。

課題5 農業分野における働きやすい就業環境の確保

本市は、果樹を主体とした観光農業も盛んに行われ、農業の高付加価値化も進められるなど、農業が地域の活力維持に貢献しています。また、市内における農業経営は家族経営が多いことも特徴となっています。

担い手不足など農業をとりまく環境は厳しくなっており、担い手育成の面からも働きやすい就業環境の確保が求められています。このことから、農業者が充実して働き、農業を希望する人を増やしていくためには、家族経営協定^{*2}に関する制度周知や活用促進を進め、農業においてもワーク・ライフ・バランスを実現していくことが重要です。

^{*2}家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。



基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

課題6 一人ひとりが望む暮らし方や働き方の実現

男女ともに「仕事」と「家庭生活」の両方を優先したいという希望が多く、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方から、男女ともに「仕事も家庭も優先したい」という考え方が広がっていると捉えることができます。このことから、それぞれが望む暮らし方や働き方を実現していくための一つとして、男女がお互いの立場を理解し、協力し合う関係づくりを進めていくことが重要です。

また、「LGBT^{*3}」という言葉の広まりとともに、性的指向や性自認に関する社会的な認知も高まりつつあり、心と身体の性の多様性に関する周知を図り、多様性に対する理解の醸成を図ることも求められています。

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

課題7 多様な地域活動への参加機会の創出

趣味・スポーツ・教養等のグループ活動については性差を感じる割合は少なく、一方で区などの役員や意志決定については、性差を感じていることがうかがえます。また、地域の特定の活動が片方の性に偏る傾向も見受けられます。

人口減少局面においても、活力ある地域社会を創るためには、行政だけでなく地域住民による自主的な地域活動が欠かせません。そのため、女性が参画しやすい環境づくりを進めるとともに、女性自身にも意識の変革が必要になります。

このことから、趣味的な活動の促進と併せて、地域団体における役員など方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映される環境づくりを進めることが重要です。

基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

課題8 女性の昇進昇格及び管理職への登用

行政としては、女性職員の昇任昇格試験等への受験促進や性別によらない任用実施により、市管理職への女性登用を進めてきました。今後は、管理職登用を阻む要因分析などを行い、引続き管理職への登用を進めるとともに、あらゆる分野へ女性職員を配置し、男女共同参画の視点も活かしながら、各分野の施策を推進していくことが重要です。

また、民間企業等においても管理職への女性登用が進むよう一層の働きかけが必要です。

^{*3}L(レズビアン：女性同性愛者)、G(ゲイ：男性同性愛者)、B(バイセクシュアル：両性愛者)、T(トランスジェンダー：性同一性障害)の総称



課題9 男女共同参画に関する理解の浸透

本市独自の笛吹市男女共同参画条例や笛吹市男女共同参画プランについて、他の法律などに比べて認知度が低い傾向にあります。

このことから、引き続き関係機関・各種団体と連携し、周知を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていく必要があります。なお、世代によってテレビ・新聞・SNS など利用媒体等が異なることから、周知の方法を工夫する必要があります。





第4章 第4次プランの基本的な考え方

Ⅰ 第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方

前述の課題を受け、第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方をまとめます。

▶▶ 「ジェンダー平等」に関する意識の浸透

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識の解消が引続き最重要課題となっています。

そのため男女共同参画の認知度を高め、個々の能力が平等に扱われる社会づくりを目指します。あわせて、性の多様性に対する地域社会の理解を醸成するとともに、DV等の暴力の根絶や被害者に対する支援体制を強化することを目指します。

▶▶ 男女の区別なく一人ひとりの能力を活かした働き方の実現

男女の区別なくやりがいを持って働くことのできる環境を整え、女性の活躍の場を広げていくことが重要となっています。また、世代によってライフスタイルや価値観が多様化していることにも留意する必要があります。

そのため、仕事と家庭生活との両立を図るための支援の充実に加え、多様な働き方ができるよう、職場における相互理解の醸成を図ることを目指します。

▶▶ 男女の区別なく一人ひとりが望む暮らし方の実現

生活に困りごとがある世帯への支援や結婚から子育てまでの継続した支援が広く求められるようになっていきます。また、人生100年時代を視野に、健康寿命の延伸を図ることも重要となっています。

そのため、年齢や性に応じた心と体の健康への取組を充実させるとともに、生活に困りごとがある世帯への支援を充実させ、すべての人が健康で安心した暮らしを実現できることを目指します。

▶▶ 多様な地域活動への参画による幸せの実現

多様な社会参加の機会を持つことは、幸福度の向上にもつながると考えられます。また、近年増加する様々な自然災害に備え、地域の防災活動の充実を図るためには女性の視点を生かすことが重要となっています。

そのため、女性が地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、政策方針決定過程や防災減災分野への女性の参画を目指します。



2 第4次プラン目標の設定

(1) 総合目標、基本目標及び重点目標の設定

笛吹市男女共同参画推進条例第2条では、「男女共同参画」について、「男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

本プランの総合目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、5つの基本目標と15つの重点目標を掲げて計画を推進します。

	基本目標	重点目標
1	男女の人権が尊重されるまちづくり	1-1 人権の尊重 1-2 固定的性別役割分担意識の解消 1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
2	男女が働きやすいまちづくり	2-1 ジェンダー平等の実現 2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進 2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進
3	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	3-1 性に応じた心と身体健康の推進 3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備 3-3 結婚から子育てまでの継続した支援
4	男女が地域で輝くまちづくり	4-1 地域における男女共同参画の推進 4-2 防災・減災対策への女性の参画
5	男女共同参画をすすめる推進体制の充実	5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大 5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進 5-3 多様な団体における男女共同参画の推進 5-4 推進状況の検証

総合目標：男女共同参画社会の実現

(2) プランの進め方

1. 男女別、年代別に意識の差があるため、慣習や固定的性別役割分担意識はそれぞれの実情にあった対策を行っていきます。

市民アンケート調査結果からも男女や年代別で様々な傾向がみえたことから、事業対象を明確に意識し、テレビ・新聞・SNS など効果的な媒体等を検討するなど工夫しながら、事業を実施します。

2. 数値目標を設定します。

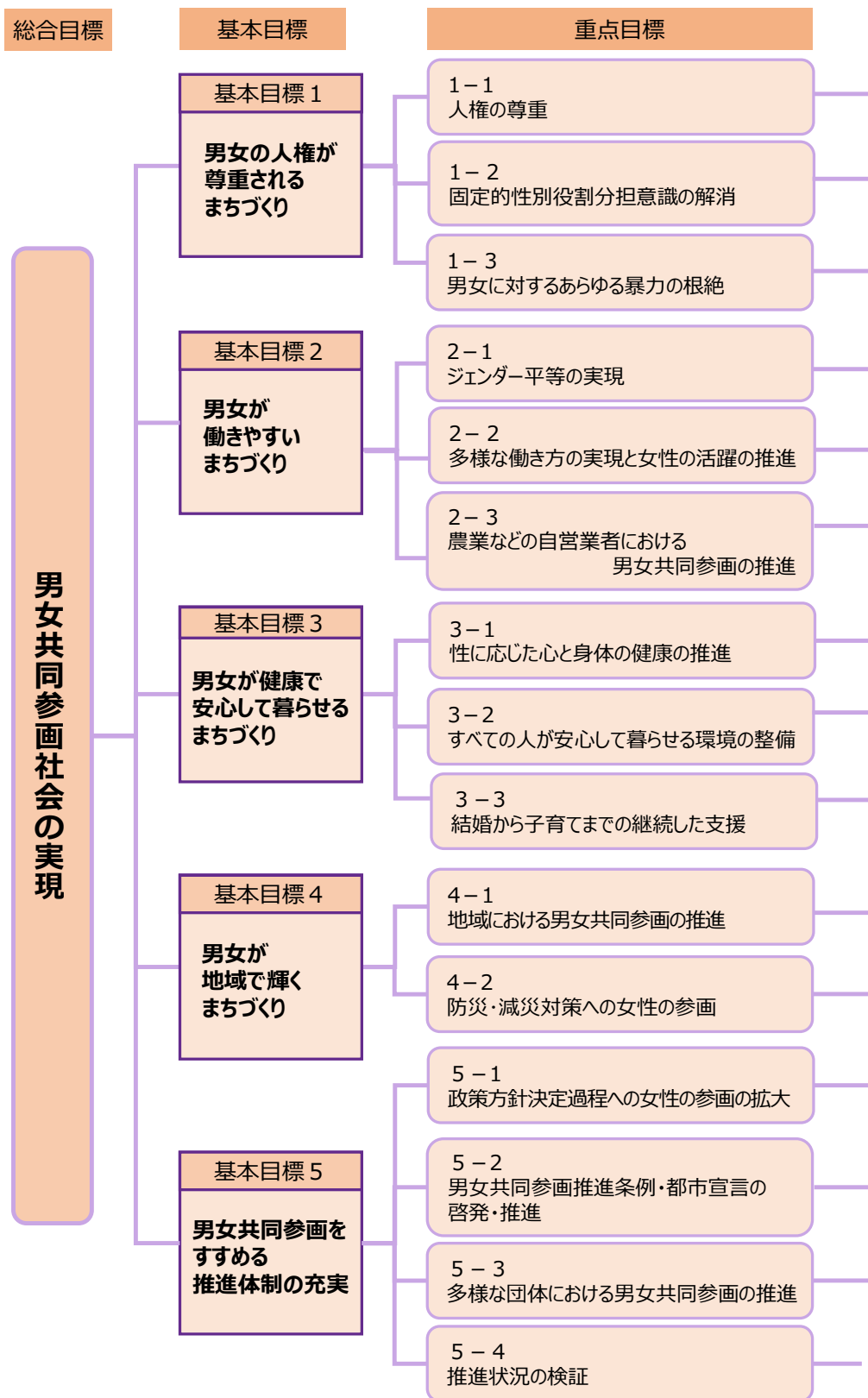
第3次プランと同様に、数値目標を設定し、PDCA サイクルによる実効性のあるプランとします。





(3) 体系図

第4次プランの目標及び施策の方向性については、次のとおりとします。





施策の方向	
—	1 人権教育・啓発の推進 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し
—	3 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取組の推進 4 固定的性別役割分担意識の解消を促す取組の推進 5 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
—	6 各種相談窓口の情報の発信
—	7 ジェンダー平等の推進 8 男女の賃金格差是正の推進
—	9 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進 10 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援 11 各種相談窓口の情報の発信（再掲）
—	12 農業における男女共同参画の推進
—	13 性に応じた心と身体への健康への取組の充実
—	14 生活困窮世帯への経済的自立に向けた支援の充実 15 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実 16 障害者の自立に対する各種支援及び充実
—	17 結婚から子育てまでの各種支援の制度の充実と情報発信及び普及
—	18 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発 19 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実
—	20 防災・減災分野における女性の参画の推進
—	21 市政や審議会等への女性の参画の推進
—	22 男女共同参画条例と宣言の普及と推進
—	23 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備
—	24 モニタリング制度の充実

第5章 各基本目標の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標Ⅰ-Ⅰ 人権の尊重

笛吹市男女共同参画推進条例第3条第1項では、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取り扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他人権が尊重されることが理念として掲げられています。誰もが個性と能力をいかして「自分らしく」生きるためには、一人ひとりが意識を変え、ジェンダー（社会的性別）を考慮した視点で社会全体を見直す必要があります。さらに、性的指向や性自認に関する社会的な認知も高まりつつあることから、心と身体の性の多様性に関する一層の周知を図り、理解の醸成を図っていきます。

なお、ジェンダーに対する意識は年代により差異があることから、普及啓発方法を工夫し、効果的な取組を推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し

▶ 具体的事業

- 人権意識を高める学習の充実
- 中学生向け「命の授業」
- ジェンダーに基づく慣習見直しの啓発

数値目標（KPI）

	数値 単位	基準値 ^{*4} （基準年度）	目標値 ^{*5} （目標年度）	部局
人権擁護教室の参加者数	人	190	200	市民環境部



市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。
- 人権について積極的に学習しましょう。



男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います

^{*4} 令和1年とします。指標によっては年度が異なります。

^{*5} 令和6年とします。指標によっては年度が異なります。

重点目標 1-2 固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画は、男性にとっても重要（男性がより暮らしやすくなるもの）であり、男女が共に進めていくものです。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を職場・企業のみならず、家庭や学校、地域など生活の場全体に広げることが重要といえます。その際、無意識の偏見により男女どちらかに不利に働かないよう配慮の上、幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組んでいきます。なお、「女はこうあるべき、男はこうあるべき」などといった性別で役割や行動を固定したり制限したりする考え方（固定的性別役割分担意識）は、男女・年代によりその意識に差異があることから、普及啓発方法を工夫し、効果的な取組を推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取組の推進
- 2 固定的性別役割分担意識の解消を促す取組の推進
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

▶ 具体的事業

- 第4次プラン概要版作成及び配布による普及啓発
- 男女共同参画を推進する教育・学習
- 男性の生きがい教室





数値目標 (KPI)

	数値単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8 (R2)	70.0	市民環境部
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61 (R2)	100	市民環境部

市民がすること



条例第 20,21 条

- 家事・育児・介護などの役割を固定せず、協力しながら共に行うことを意識しましょう。
- 家事の分担などについて、夫婦や家族で話し合う機会を意識して設けましょう。
- 学習会などに積極的に参加しましょう。

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 家族の料理教室等を開催し、家事・育児・介護などにおける男女共同参画に関する男性の理解を促進します。



重点目標 1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶

性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の異性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、配偶者や恋人、パートナーなど密接な関係における男女間でも同様です。なお、DVという人権侵害を受けているにもかかわらず、その認識のない被害者もいることから、DVとは何かという問題も含め、普及啓発などを行っていきます。

あらゆる暴力は、男女共に被害者にも加害者にもなる可能性があります。特にSNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力（デート DV）、性犯罪、売買春など暴力は一層多様化しています。そこで、被害から回復するための取組はもちろんのこと、予防対策として、暴力を容認しない社会の実現及び暴力の根絶を図っていきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 各種相談窓口の情報の発信

▶ 具体的事業

- 県配偶者暴力相談支援センターとの連携
- 県配偶者暴力相談支援センターの普及啓発（公共施設等における周知）
- 総合相談（弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談員）
- 人権擁護相談（年 2 回）、行政相談（年 1 回）

数値目標（KPI）

	数値 単位	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）	部局
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8 (R2)	70.0	市民環境部

🎵 市民がすること



条例第 10,15 条

- DV は人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 学習会などに積極的に参加しましょう。
- 家庭内暴力（児童虐待を含む）の根絶に努めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います。
- 市と協働し、あらゆる暴力の根絶に関する普及啓発活動を行います。



基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

重点目標2-1 ジェンダー平等の実現

本市における女性の年齢階級別労働力率については、「M字カーブ」を描いているものの、山梨県に比べて底が浅くなっています。一方、平成30年における全国の非正規雇用労働者の割合^{*6}は女性 56.1%、男性 22.2%であり、本市においても同様の傾向が見うけられます。

男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的性別役割分担意識や無意識の偏見が残っていることが影響していると考えられることから、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組み、ジェンダー平等を推進します。

施策の方向性

- 1 ジェンダー平等の推進
- 2 男女の賃金格差是正の推進

具体的事業

- ジェンダーに基づく慣習の見直し

市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、ジェンダー平等に関する普及啓発活動を行います。

^{*6} 令和元年版 男女共同参画白書



重点目標2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進

日本は世界有数の長寿社会を迎え、人生100年時代の到来の一方で、新卒一括採用や終身雇用、年功型賃金を基盤とした雇用慣行について見直しの動きがみられています。

すべての人が自らの意思により個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域等のあらゆる場面で活躍するため、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備に取り組みます。また、制度の周知だけではなく、希望者が制度を利用しやすい環境づくりを進めます。さらに、性別を理由とする差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)だけでなく、妊娠した女性に対するマタニティ・ハラスメント(マタハラ)、子どもを持つ男性に対してのパタニティ・ハラスメント(パタハラ)^{*7}の根絶は、男女共に働きやすい環境の整備には必要不可欠な取組です。

▶ 施策の方向性

- 1 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進
- 2 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援
- 3 各種相談窓口の情報の発信(再掲)

▶ 具体的事業

- 「えるぼし」認定^{*8}の周知啓発
- 病児保育事業
- 学童保育クラブの運営
- 多世代包括ケア情報クラウド化推進事業
- プチ起業に関心のある女性を対象とした起業セミナー
- 総合相談(弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談員)(再掲)
- 人権擁護相談(年2回)、行政相談(年1回)(再掲)

^{*7} パタニティ(父性)・ハラスメントとは男性社員の育児休業や短時間勤務の取得を上司が妨害するなどの行為。(日本労働組合総連合会(連合))

^{*8} 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度



数値目標 (KPI)

	数値単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
保育所待機児童の数	人	0 (R2)	0 (R7)	保健福祉部

参考指標

	数値単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
病児保育事業実施施設	箇所	1 (R2)	3 (R7)	保健福祉部



市民がすること

- 育児・介護休業制度に対する理解を深めましょう。
- 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスに努めましょう（適切に多様な制度を活用しましょう）。



事業者がすること

- 従業員一人ひとりが働き続けることができるよう、家事・育児・介護等と両立できる環境整備を進めましょう。
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。
- 交流会や研修会に積極的に参加しましょう。



男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 育児休業制度・介護休業制度の充実、企業の理解を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスの普及を行います。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。



重点目標2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進

本市は、「日本一桃源郷」を宣言するなど、農業や宿泊・飲食といった観光関連産業が県内でも盛んな地域です。しかし、近年は農業従事者の高齢化に伴い農家数が減少するなど、農業の担い手不足が深刻化し、農業の活性化が急務となっています。

そこで、近年進展している農業の6次産業化の場面において、女性の視点を取り入れることにより、一層の活性化を進めることができます。経営方針や役割分担、就業環境等について定める家族経営協定^{*9}の普及や有効な活用について、引き続き推進していきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 農業における男女共同参画の推進

▶ 具体的事業

- 家族経営協定に関する広報等による周知、相談

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
家族経営協定の申請件数	件	66	68	産業観光部

事業者がすること

- 「家族経営協定」についての理解を深め、活用を検討しましょう。

男女共同参画推進委員会の活動の方向性



条例第 18,19 条,

- 農業の家族経営協定について、市と協働して普及啓発を行います。

^{*9} 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。(再掲)

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標3-1 性に応じた心と身体 の健康の推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあって生活していくことは男女共同参画の前提といえます。女性は妊娠・出産の可能性、男女共に更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて性差に応じた健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*10}について理解していく必要があります。そのため、性差を考慮した健診・保健システムを充実していきます。また、思春期うつや更年期うつなど性がもたらす心の健康に関する取組や性感染症予防の取組についても働きかけていきます。さらに、LGBT等性的マイノリティの方々への差別や偏見の解消のため、男女という枠を越えた身体や心についての理解の啓発にも取り組みます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 性に応じた心と身体 の健康への取組の充実

▶ 具体的事業

- 各種検診を受ける機会の提供
- 国保人間ドック時のがん検診助成（女性は乳がん・子宮がん）
- 心の健康相談

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
特定健診男女別受診率 (40～74 歳)	%	男性 47.4 女性 53.0	男女共に 60.0 (R7)	保健福祉部

🎵 市民がすること

- 人生100年時代に向けて健康づくりに努めましょう（適切に多様な制度を活用しましょう）。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 互いの性を理解するための学習会、LGBT などについて市と協働し学習の場を提供します。

^{*10} 性と生殖に関する健康と権利と訳され、1994年カイロ国際人口開発会議において提唱された概念です。人口を数として捉えるのではなく、人々の尊厳、女性の健康やエンパワーメントに焦点をあてる人権を基本としたアプローチになります。



重点目標3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親など多様な困難を抱える人に対し、セーフティーネット機能として貧困を防止し、貧困の世代間連鎖を断ち切る支援等を行っていきます。

高齢化率の上昇とともに、高齢者の夫婦世帯や一人世帯も増加していくことから、性別に関わらず、また介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

さらに、障がい者、外国籍の方、子どもなどすべての人が地域で安心して暮らせるよう、また、積極的な社会参加ができるように環境を整備していきます。

▶ 施策の方向性

- 1 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実
- 2 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実
- 3 障がい者の自立に対する各種支援及び充実

▶ 具体的事業

- 障害福祉事業
- 介護サービス給付事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 高等職業訓練促進給付金
- 自殺対策事業

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	%	4.1 (R2)	5.1 (R5)	保健福祉部
自殺死亡率 (住所地ベース)	—	18.65	前年の自殺死亡率を継続して下回る	保健福祉部

🎵 市民がすること

- 高齢者・子ども・障がい者などが地域で安心して暮らせるよう地域のコミュニティを大切にしましょう。

重点目標3-3 結婚から子育てまでの継続した支援

男女ともあらゆる世代が活躍していくためには、介護や育児にかかる時間的制約や精神的な負担を軽減していく必要があります。次世代を育むために、男女ともに働きやすく、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を整備していきます。若年層では、非正規雇用の増加による経済的不安や出会いの機会の減少により、結婚を希望していても結婚できない人が増えているため、婚活支援等への取組を行います。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 結婚から子育てまでの各種支援の制度の充実と情報発信及び普及

▶ 具体的事業

- ファミリーサポートセンター事業
- 子どもすこやか医療費助成事業
- 子育て世代住宅取得補助事業
- 保育所施設整備管理事業
- 障害児通所サービスの利用支援

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
合計特殊出生率 ^{*11}	-	1.39 (H30)	1.61	総合政策部

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
「ふえふき子育て広場」 ダウンロード数	件	1,052	2,300 (R7)	保健福祉部
子育て世代定住支援事業の 申請件数	件	110	170 (R7)	総合政策部
放課後等デイサービス利用 者数	人	101	129 (R5)	保健福祉部

^{*11} 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。



基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標4-1 地域における男女共同参画の推進

人口が減少していく中、将来にわたっても活力ある地域社会を持続させるためには、行政だけでなく地域住民による自主的な地域活動が必要不可欠です。これまで、自治組織・PTA など地域団体における役員は男性が多い一方、高齢福祉や子育て、ごみ減量などの活動は女性が多くを占めるなど、特定の活動が片方の性に偏る傾向にありました。

今後は多様な世代の男女が、共に地域活動に参画できるよう支援していきます。また、地域団体における役員などをはじめ、あらゆる分野の施策方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう支援していきます。

▶ 施策の方向性

- 1 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発
- 2 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実

▶ 具体的事業

- 議会傍聴促進

数値目標 (KPI)

	数値単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
女性行政区長数	人	1	2	総務部

参考指標

	数値単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
市民活動・ボランティアセンターの登録団体数	団体	63	71	市民環境部
市民講座参加者数	人	738	1,000	教育委員会



🎵 市民がすること



Point

条例第 17 条

- 地域活動や自治組織活動に関心を持ち、その必要性について理解を深め、参加しましょう。
- 地区の総会に興味を持ち、参加しましょう。
- 個人と地域とのつながりについて考えてみましょう（共助の活動など）。
- 議会を傍聴するなど地域の政策に興味をもちましょう。

🎵 地域の皆様がすること

- 地域コミュニティを持続していくため、多様な住民が参加できる環境づくりを推進しましょう。
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 自治組織などにおける出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します。





重点目標4-2 防災・減災対策への女性の参画

大規模災害の発生や感染症の流行などの非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちになり、DV や性被害・性暴力が増加するといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けると言われています。

こうしたことから、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、防災に対する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。また、避難所運営等に男女両方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう支援を行っていきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 防災・減災分野における女性の参画の推進

▶ 具体的事業

- 自主防災組織活動支援事業
- 消防団活動推進事業

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
女性消防団員数	人	15	15	総務部



🎵 市民がすること



条例第 17 条

- 地域活動や自治組織活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の防災・減災について積極的にかかわりましょう。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画に取り組みましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 自治組織へ出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します。
- 市と協働し、男女共同参画の視点を防災分野に取り入れるための助言をします。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画に取り組みます。



基本目標5 男女共同参画をすすめる推進体制の充実

重点目標5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大

方針決定過程への女性の参画を進めてきましたが、社会全体としてまだ不十分な状況にあります。引続きあらゆる分野において、女性の政策方針決定過程への参画の拡大を図っていきます。

まず、行政分野として、市役所の管理職への女性の登用割合に数値目標を設定するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組を進めます。政治分野としては、本市に関連する審議会などの団体においても同様に数値目標を定めていきます。なお、女性が能力を十分に発揮するためには、能力を高める機会の提供が必要であり、長期的な視点からの女性リーダーの養成・育成が不可欠です。

また、本市は県内でも女性社長比率が高い^{*12}ことから、引続き民間企業等においても管理職への女性登用が進むよう働きかけていきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 市政や審議会等への女性の参画の推進

▶ 具体的事業

- 女性職員の昇任昇格試験等への受験促進及び性差によらない任用
- 市各部署配属における男女の偏りの緩和

数値目標（KPI）

	数値 単位	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）	部局
市の管理職における女性の割合	%	29.2	30.0	総務部
審議会等の女性登用割合	%	26.8 (R2)	30.0	市民環境部

🎵 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。



Point 条例第 14, 16 条

🎵 事業者がすること

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。

^{*12}山梨県女性社長分析（2018 年）株式会社帝国データバンク

重点目標5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進

平成23年度に本市で初となる市民提案型の条例として、男女共同参画推進委員会と協働で笛吹市男女共同参画推進条例を制定しました。また、平成26年度には、本市は男女共同参画推進委員会とともに、男女共同参画都市を宣言しました。男女共同参画を推進するために、条例と本プランを両輪としながら、今後も市と市民、男女共同参画推進委員会それぞれが役割を担い、協働して取組を行っていきます。これを出発点とし、より一層男女共同参画を推進していきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 男女共同参画条例と宣言の普及と推進

▶ 具体的事業

- 男女共同参画条例や都市宣言の周知

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	38.1 (R2)	50.0	市民環境部

🎵 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。



重点目標5-3 多様な団体における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、市だけでなく市民一人ひとりの理解や参画が不可欠です。市、市民、関係機関・各種団体が連携することにより、本市全体が一体となって男女共同参画を進めていきます。男女共同参画推進委員会と各種団体の交流を支援し、団体とのイベントの共催など広く男女共同参画の意識を普及啓発していきます。また、女性部など既存の女性組織を通して各団体での女性の意見の採用促進を支援していきます。

▶ 施策の方向性

- Ⅰ 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備

▶ 具体的事業

- 自治組織や多様な団体などに男女共同参画に関する出前講座の実施

🎵 市民がすること



条例第16条

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

🎵 事業者がすること

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。



重点目標5-4 推進状況の検証

男女共同参画の意識がどれだけ浸透しているのかなどの推進状況を検証していくことにより、本プランの実効性を高めていくことができます。検証した内容を施策の実施方法や、次回のプランに反映させることで男女共同参画における PDCA サイクルが確立します。本市の施策については、笛吹市男女共同参画推進条例第13条に基づき、今後も年次状況報告を公表していきます。市民に対する意識の浸透度などはモニター制度を創設し、地域や世代、男女差について考慮しながら検証を行います。また、男女共同参画推進委員会では活動の記録を統一したフォーマットで蓄積していき、今後の活動に反映させていきます。

▶ 施策の方向性

┆ モニタリング制度の創設

▶ 具体的事業

- 男女共同参画推進委員経験者などの市民に対するモニター制度の創設

♪ 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

♪ 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 統一フォーマットによる年間を通した活動の記録と検証など推進活動のデータの蓄積と検証を行います。



数値目標(KPI)一覧

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
人権擁護教室の参加者数	人	190	200	市民環境部
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8 (R2)	70.0	市民環境部
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61 (R2)	100	市民環境部
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8 (R2)	70.0	市民環境部
保育所待機児童の数	人	0 (R2)	0 (R7)	保健福祉部
家族経営協定の申請件数	件	66	68	産業観光部
合計特殊出生率	—	1.39 (H30)	1.61	総合政策部
女性行政区長数	人	1	2	総務部
女性消防団員数	人	15	15	総務部
市の管理職における女性の割合	%	29.2	30.0	総務部
審議会等の女性登用割合	%	26.8 (R2)	30.0	市民環境部
男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	38.1 (R2)	50.0	市民環境部



男女共同参画推進委員会 各部会取組一覧

男女共同参画を推進するため、市長が委嘱した委員で組織される男女共同参画推進委員会には4つの部会があります。各部会では「目指す男女共同参画の姿」の実現に向け、様々な活動を実施してきました。

第4次プラン策定にあたり、今後の活動について各部会で検討を行い、次のとおり整理されました。

部会名	部会が目指す 「市の男女共同参画」の姿	今後の活動予定
家庭部会	家族ひとりひとりがそれぞれ理解し認め合い共に生活する	・かるたを利用した推進活動 ・親子(家族)で協力できる教室開催 ・活動できる場の創出 ・世代ごとのニーズ把握等のための市民意識調査実施
職場部会	男女が安心して働くことができる環境づくり	・働きやすい職場を考えるための実態調査実施 ・企業との交流会・研修会の開催 ・女性リーダーを増やすための働きかけ
地域部会	地域に出よう! 女性が地域の行事に積極的に参加して、地域の中での人間関係をつくる 地域に出そう! 男性も女性も共に意識改革を行う 支え合おう! 女性が地域活動に参加しやすい環境をつくる	・紙芝居や寸劇(ビデオ撮影)による啓発活動
広報部会	市民の目線に立ったよりわかりやすい情報発信	・市広報紙へ掲載するための取材、寄稿活動 ・他市町村広報誌からの情報収集 ・小中学生用の男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 ・第7期推進委員会活動の市広報紙への掲載(市内回覧・他市町村へ配布)

第6章 推進体制

1 附属機関

男女共同参画審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民委員により構成されており、市長の諮問に応じて、本市の男女共同参画施策に関する重要事項について調査・審議します。また、審議会では、基本計画や本市の施策について意見を述べたり、笛吹市男女共同参画推進条例第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申し出に関する事項や、計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行っています。

2 市民・企業・団体との協働による推進体制

男女共同参画推進委員会

男女共同参画プランに基づき男女共同参画を推進するために、市長が委嘱した委員で組織される機関です。平成19年度に第1次プラン策定のための既存の男女共同参画委員会から、発展的に男女共同参画推進委員会へと組織変更しました。市民の立場から、男女共同参画の推進、基本計画の策定、施策などについて、調査及び事業の推進を図ります。

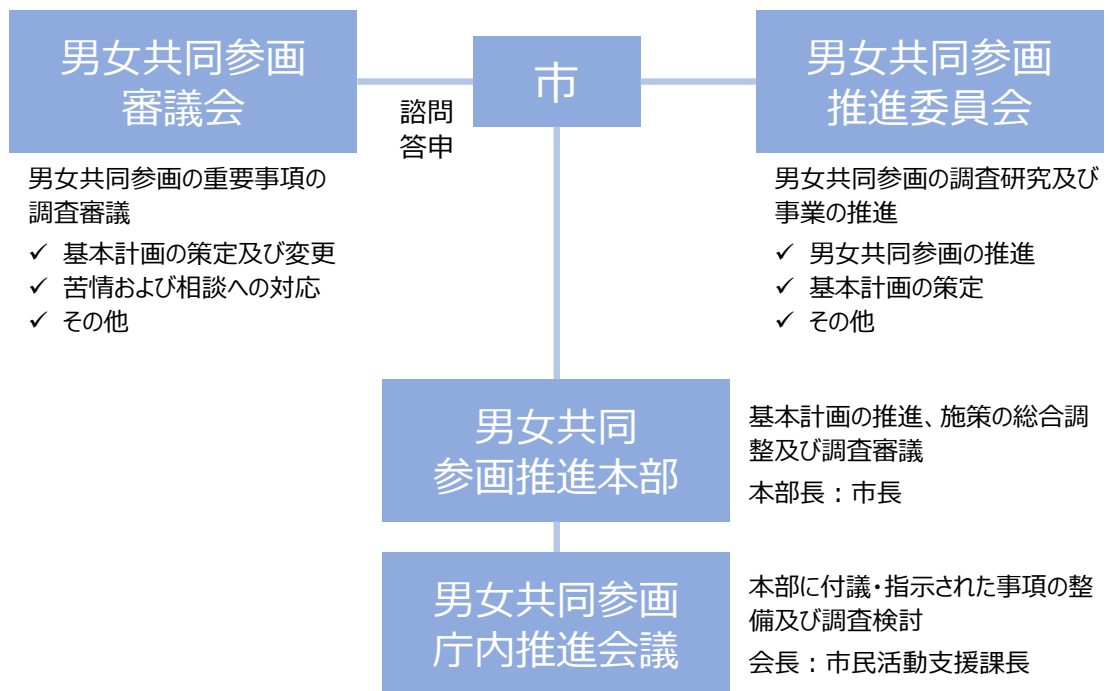




3 庁内の推進体制

男女共同参画推進本部・男女共同参画庁内推進会議

本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するための庁内本部です。市長が本部長、副市長が副本部長、部局長級職員が本部員となり、本市の男女共同参画を進めるために、基本計画の推進や重要事項の決定、施策の総合調整及び調査審議について協議等を行います。また、本部員に推薦された職員を委員とした男女共同参画庁内推進会議では、本部から付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査検討を行います。





資料



資料1 第3次プランの数値目標の検証

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標	数値目標	所管部局	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	実績値 (R1)
1 家庭における性別 役割分担意識の固 定化の解消	夫は外で働き、妻は家 庭を守るべきとの考え に反対であると答える 割合	市民環境部	63% (H27)	65% (H31)	66.8% (R2)
	【検証】 目標値を上回っています。引続き取組を進めていきます。				
	マタニティスクールに おける父親の参加割 合	保健福祉部	80% (H26)	95% (R2)	100%
	【検証】 目標値を上回っています。引続き取組を進めていきます。				
2 男女の人権の尊重	人権教室参加者数	市民環境部	120人 (H26)	180人 (R2)	190人
	【検証】 複数小学校を対象に人権擁護委員が紙芝居を実施し、目標値を上回って います。今後は、男女共同参画の視点から、テーマを設定するなど更なる工 夫を検討し、取組を進めていきます。				
3 男女に対するあら ゆる暴力の根絶	配偶者暴力相談支援 センターという言葉を知 っていると答える割 合	市民環境部	未実施 (H26)	70% (R2)	43.8% (R2)
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、センターの周知不足が考えられま す。引続き、周知の仕方を検討しながら取組を進めていきます。				

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

重点目標	数値目標	所管部局	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	実績値 (R1)
I 多様な働き方の 実現と女性の 活躍の推進	サテライトオフィスの誘致件数	産業観光部	0 件 (H26)	1 件 (H31)	0 件
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、制度の周知不足が考えられます。引続き、関係課と連携しながら誘致を図っていきます。				
	親が就労し、学童保育を利用している児童数	保健福祉部	882 人 (H26)	1,119 人 (H31)	1,042 人
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。ただし、基準年から大幅に増加していることから、子どもを持つ女性の社会参画は着実に進んでいると考えられます。引続き、ニーズに応じた教育の提供を推進していきます。				
	保育所(園)全保育児童数	保健福祉部	2,175 人 (H26)	2,375 人 (H31)	2,340 人
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、ニーズに応じた保育の提供を推進していきます。				
	一時預かり保育事業延べ利用人数	保健福祉部	1,994 人 (H26)	2,000 人 (R2)	780 人
	【検証】 大幅に目標値を下回っています。理由としては、女性の正規就労等に伴う保育園等への入園増加によりニーズが減少したこと、また新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、多様な保育サービスの一つとして事業を推進していきます。				
	子育て相談会の開催	保健福祉部	0 回 (H26)	2回 (R2)	24 回
	【検証】 目標値を大幅に上回っています。引続き事業を推進していきます。				
	全保育児童数に対する土曜日一日保育を受けている児童数の割合	保健福祉部	0% (H26)	30% (R2)	18%
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、多様な保育サービスの一つとして事業を推進していきます。				

2 農業などの自営業者や中小企業における男女共同参画の推進	家族経営協定の申請件数	産業観光部	1件 (H26)	2件 (R2)	0件
	【検証】 目標を下回っています。理由としては、各経営体の状況に応じて協定締結の検討をしたものの、申請するまでに至らなかったことが考えられます。引き続き、相談体制の充実を図るなど協定締結に向けて支援していきます。				

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標	数値目標	所管部局	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	実績値 (R1)
1 性に応じた心と身体の健康の推進	市町村国保加入者の特定健診受診率	保健福祉部	46.4% (H26)	60% (R2)	50.2%
	【検証】 性に応じた身体の健康づくりのため、受診率向上に努めてきましたが、目標値を下回っています。引き続き身体の健康に関する取組を進めるとともに、思春期うつや更年期前後などの心の健康に関する取組を働きかけていきます。				
2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	高等職業訓練促進給付金の受給者数	保健福祉部	2人 (H26)	15人 (R2)	2人
	【検証】 ひとり親世帯の経済的自立を促進することを目的に支給を行ってきましたが、目標値を下回っています。引き続き現況確認の機会や関係機関との連携により、制度の利用に向けた周知を行ってきます。				
3 継続した結婚から子育てまでの支援	合計特殊出生率	総合政策部	1.55人 (H26)	1.58人 (H31)	1.39 (H30)
	【検証】 目標値を下回っています。様々な要素が関わる総合的な数値目標のため、一概に男女の役割分担が直接影響しているとは言い切れませんが、人口減少や少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりの一つとして、男女平等について考えていくことは非常に重要です。引き続き合計特殊出生率の向上に向け各種施策を推進していきます。				

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標	数値目標	所管部局	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	実績値 (R1)
1 地域における男女共同参画の推進	議会一般傍聴人数	議会事務局	175人 (H26)	193人 (R2)	107人
	【検証】 目標値を下回っています。今後は男女共同参画の視点から性別毎の数値把握など更なる工夫を検討するとともに、積極的に議会を傍聴できるよう引き続き広報等で周知を図っていきます。				
	女性行政区長数	総務部	4人 (H26)	5人 (R2)	1人
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、地域における方針決定過程への女性参画の推進普及不足が考えられます。引き続き、地域の公的会議への女性の参加を促進し、地域における方針決定過程への女性参画の推進を図っていきます。				
2 防災・減災への女性の参画	女性消防団員数	総務部	0人 (H26)	15人 (R2)	15人
	【検証】 目標を達成しています。引き続き、女性参画の推進を図っていきます。				

基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

重点目標	数値目標	所管部局	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	実績値 (R1)
1 政策方針決定過程 への女性の参画の 拡大	市の管理職におけ る女性の割合	総務部	21.5% (H26)	23% (R2)	29.2%
【検証】 目標値を上回っています。引続き、女性職員の昇任昇格試験等への受験促進及び性差のない任用を実施し、女性参画の推進を図っていきます。					
2 女性リーダーの養 成・育成	ネットワークの登録 者数または登録団 体数	市民環境部	未実施 (H26)	10人 (R2)	未実施 (R2)
【検証】 未実施となっております。今後は、関係課と連携し、研修を開催するなど登録者の増加に向けた事業を推進していきます。					
3 男女共同参画推進 条例・都市宣言の 啓発・推進	男女共同参画推進 条例を知っていると 答えた人の割合	市民環境部	32% (H27)	50% (H31)	38.1% (R2)
【検証】 目標値を下回っています。理由としては、広報誌などにより毎月PRしてきましたが、浸透までには至っていないことが考えられます。引き続き、啓発活動を実施し、多くの方に周知していきます。					
4 多様な団体におけ る男女共同参画の 推進	地方自治法に基づ く審議会等の女性 割合	市民環境部	28.6% (H26)	30% (R2)	26.5%
【検証】 目標値を下回っています。理由としては、自治体・育成会・学校などに出前講座を行ってききましたが、浸透までには至っていないことが考えられます。引き続き、啓発活動を実施していきます。					
5 推進状況の検証	モニタリングの年間 実施回数	市民環境部	未実施 (H26)	3回 (R2)	未実施 (R2)
【検証】 ランの進捗状況をモニタリングし、数値目標達成状況の検証を目的に実施することにしていましたが、未実施となっております。理由としては、実態調査の実施に留まってしまったためです。今後は、モニタリングを実施しデータの取得を確実にし、活用を図っていきます。					

資料2 市民アンケート結果の検証

第3次プランに掲げた施策の達成状況確認や今後の施策実施にあたり、市民の意見を反映していくため、市内在住の18歳以上80歳未満の男女1,800人（無作為抽出）にアンケートを実施しました。

なお、調査期間は令和2年7月30日（木）～8月14日（金）であり、郵送による配布回収としました。

● 回答者数及び回収率

女性	431 人
男性	336 人
その他	2 人
無回答	2 人
総計	771 人（回収率 42.8%）

● アンケート結果を見る際の注意事項

- ✓ 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ✓ 基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ✓ 複数の回答が許されている設問は、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

ことばの認知度

男女共同参画に関連する「ことば」については、「知らない」や「見たり聞いたりしたことがある」の割合が高い項目が多くなっています。「男女共同参画」については、「見たり聞いたりしたことがある」が5割を超える一方、「言葉と内容両方を知っている」は24.4%に留まっています(図1)。

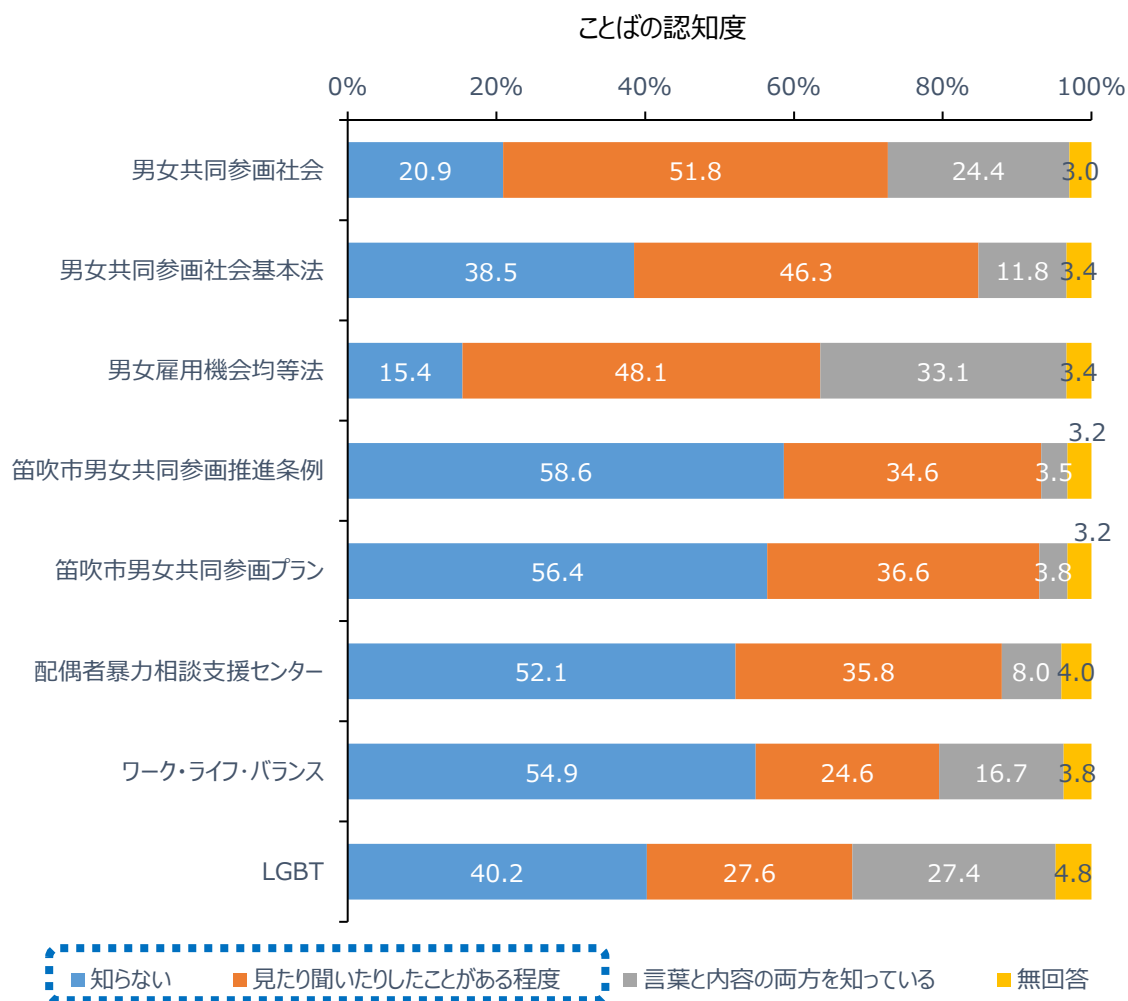


図 1 ことばの認知度

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり

数値目標Ⅰ「男女の人権が尊重されるまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を問う設問では、賛成（そう思う・どちらかといえばそう思う）の割合が性別・年代により違いが（20%未満～40%程度）が見られました。具体的には、男女とも50代以上で賛成の割合が高くなっています（図2）。

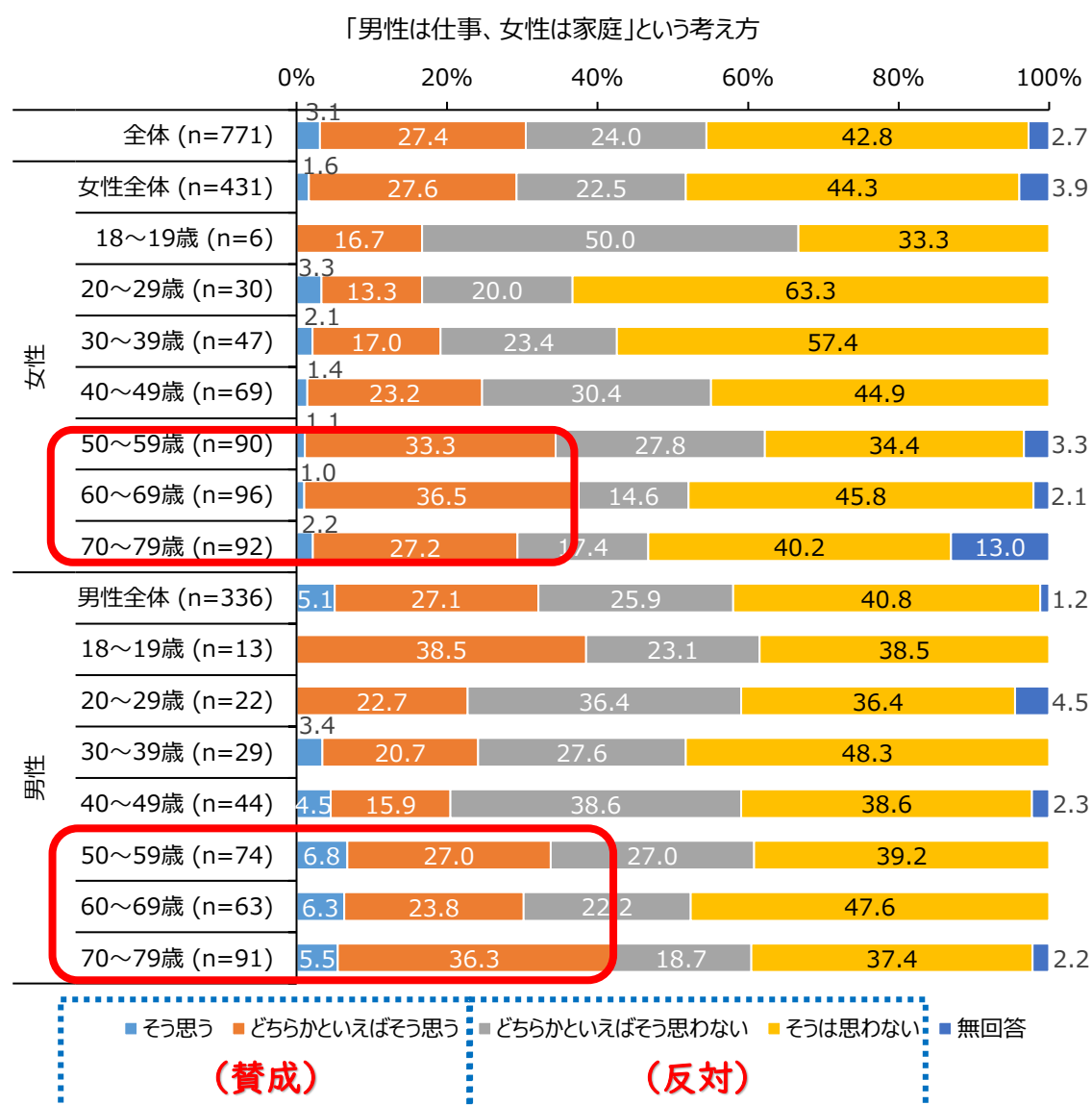


図 2 男女平等の価値観

*18～19歳は回答人数が少ないため、参考数値

■ 男女を区別し役割を固定する慣習

男女を区別し役割を固定する慣習が薄れてきているかの設問では、「そう思う（「とてもそう思う」含む）」が48.1%となっています（図3）。

一方で、男女の地位の平等を問う設問では、「社会通念・慣習・しきたりなど」は男性が優遇されているとの回答が7割近くとなっています（図4）。

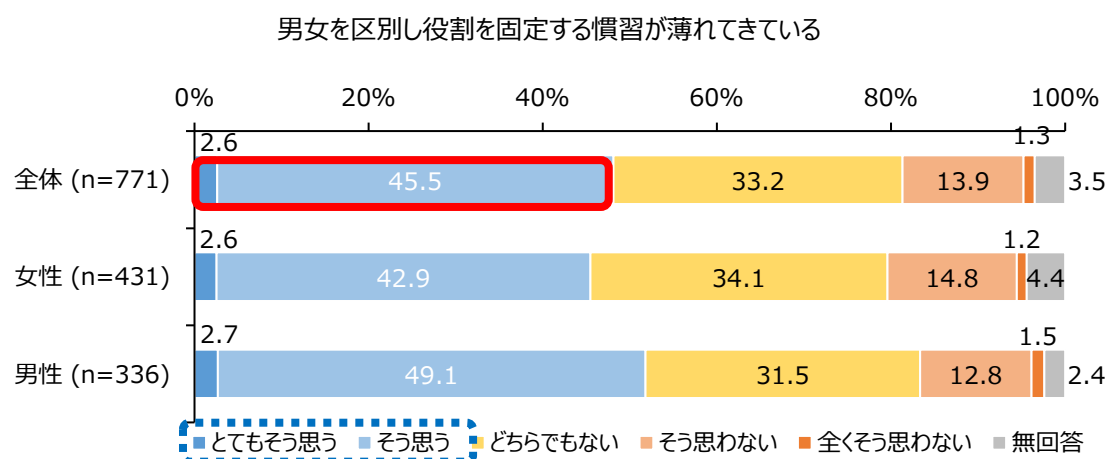


図 3 男女の役割を固定化する慣習

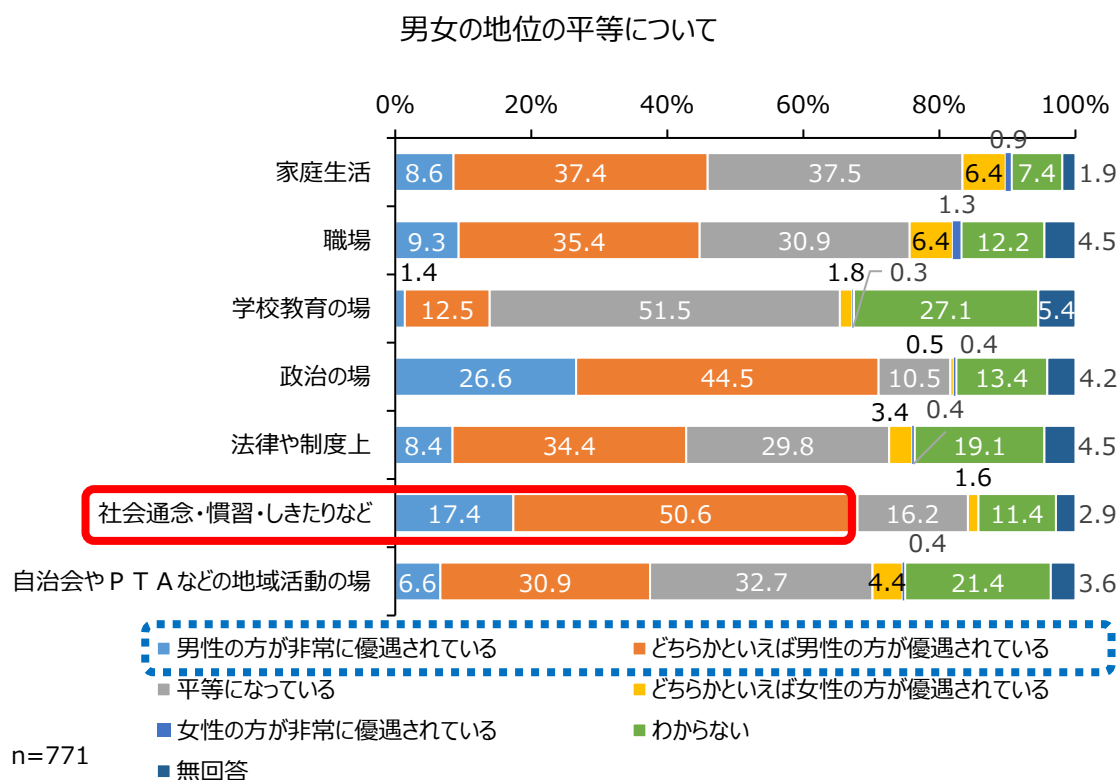
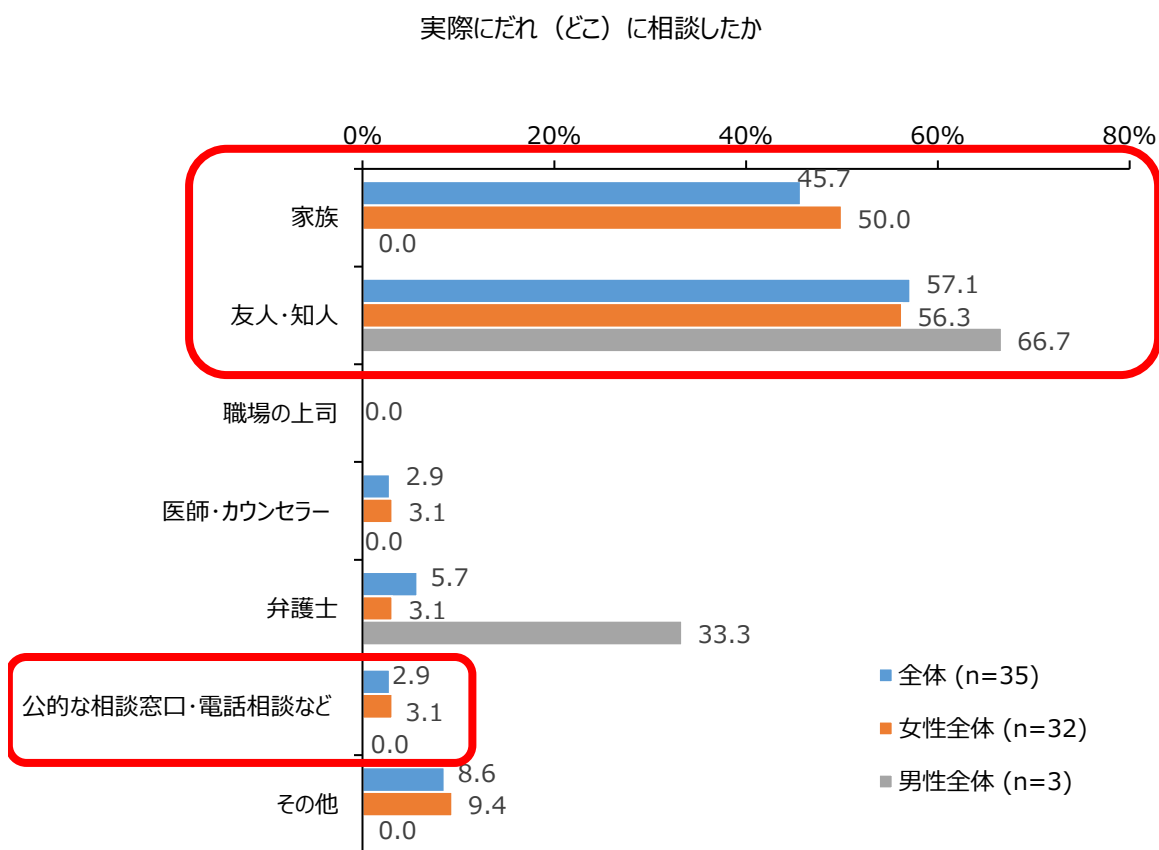


図 4 男女の役割を固定化する慣習

■ 配偶者暴力支援センターの認知度と実際の相談先

配偶者暴力支援センターについては、「知らない」が 52.1%となっています(図1)。また、暴力を受けた方が相談する先として、家族や友人・知人などの身近な方が多く、公的な相談窓口や電話相談などは 2~3%となっています(図5)。



*親密な関係にある人方からの暴力を直接経験したことがある方

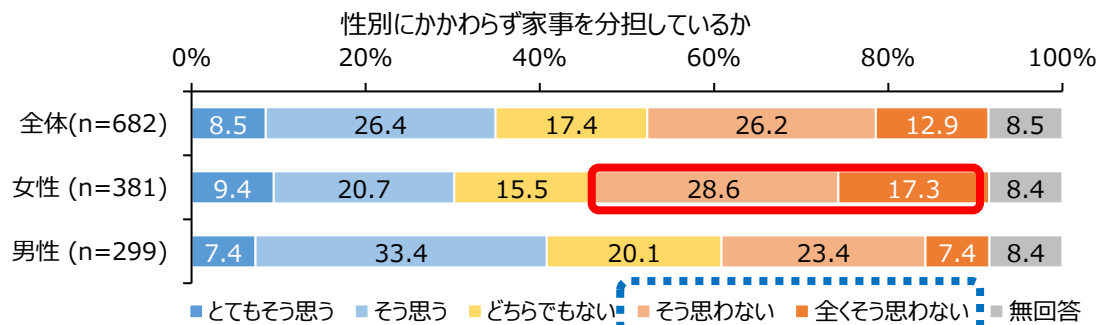
図 5 DV の相談相手

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

数値目標2「男女が働きやすいまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 家事分担

家事を分担しているかを問う設問では、女性では「そう思わない(「全くそう思わない」含む)が45.9%となっています(図6)。



*家族と同居している方

図 6 家事分担

■ 育児休業制度の認知度

育児休業制度については、「知っている」が 88.3%となっています(図7)。一方、育児・介護休暇が取得しやすいと答えた人は 3 割程度となっています(図8)。

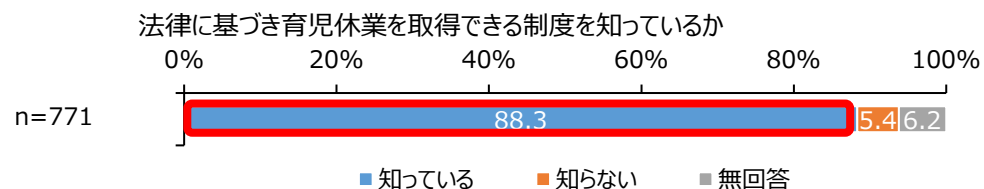
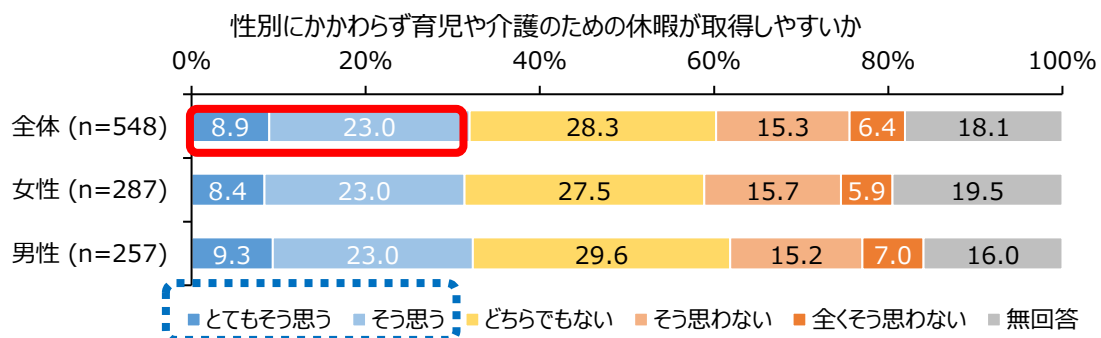


図 7 育児休業制度の認知度



*仕事に就いている方

図 8 休業制度の取得

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

数値目標3「男女が健康で安心して暮らせるまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度（希望と現実）

優先度を問う設問では、男女ともに「仕事」と「家庭生活」の両方を優先したいという希望が3割程度と最も多くなっています。このことは、理想とする生活が「男性は仕事、女性は家庭」から、より多様なかたちへと広がっていると捉えることができます（図9・10）。

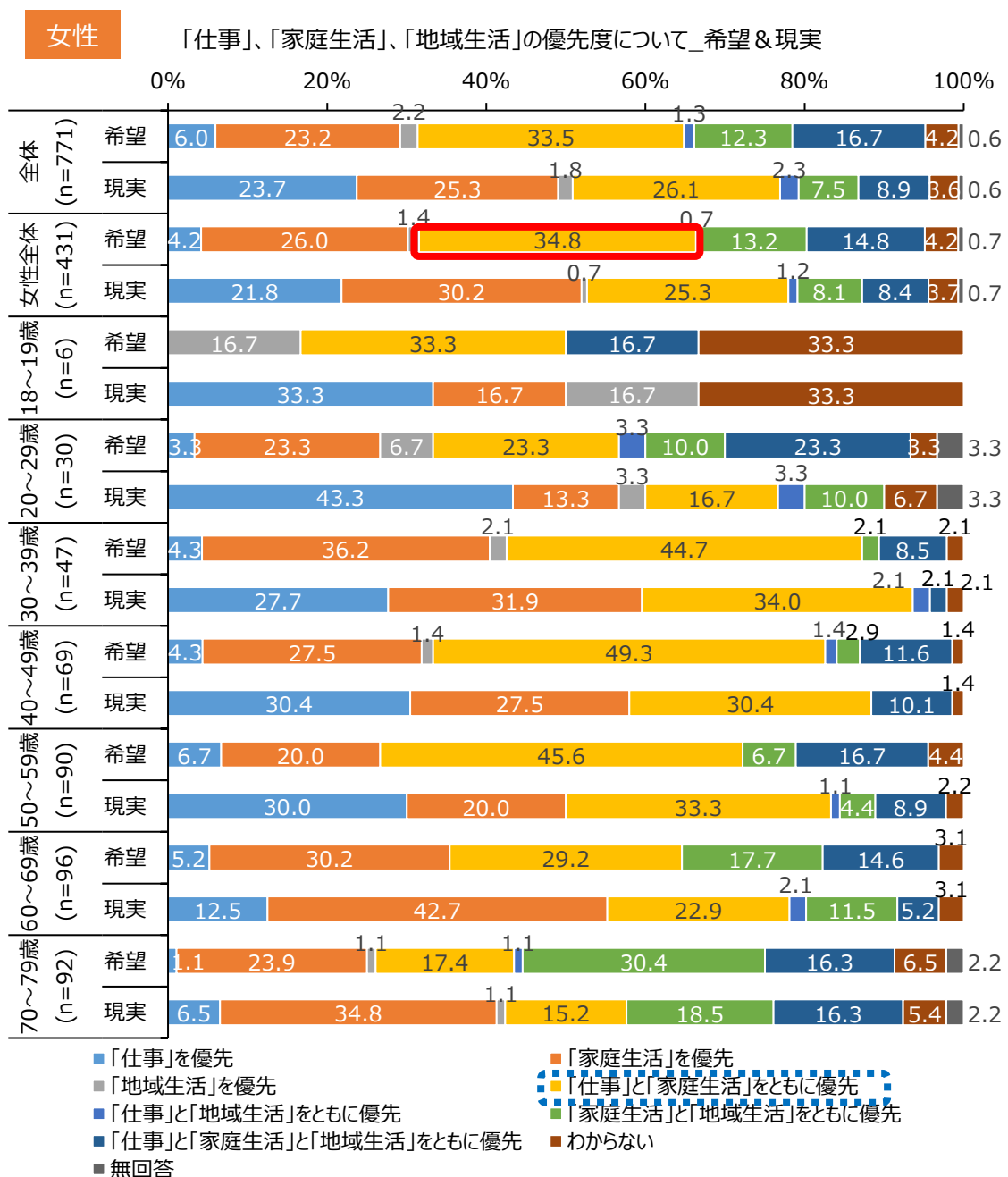


図 9 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度(女性)

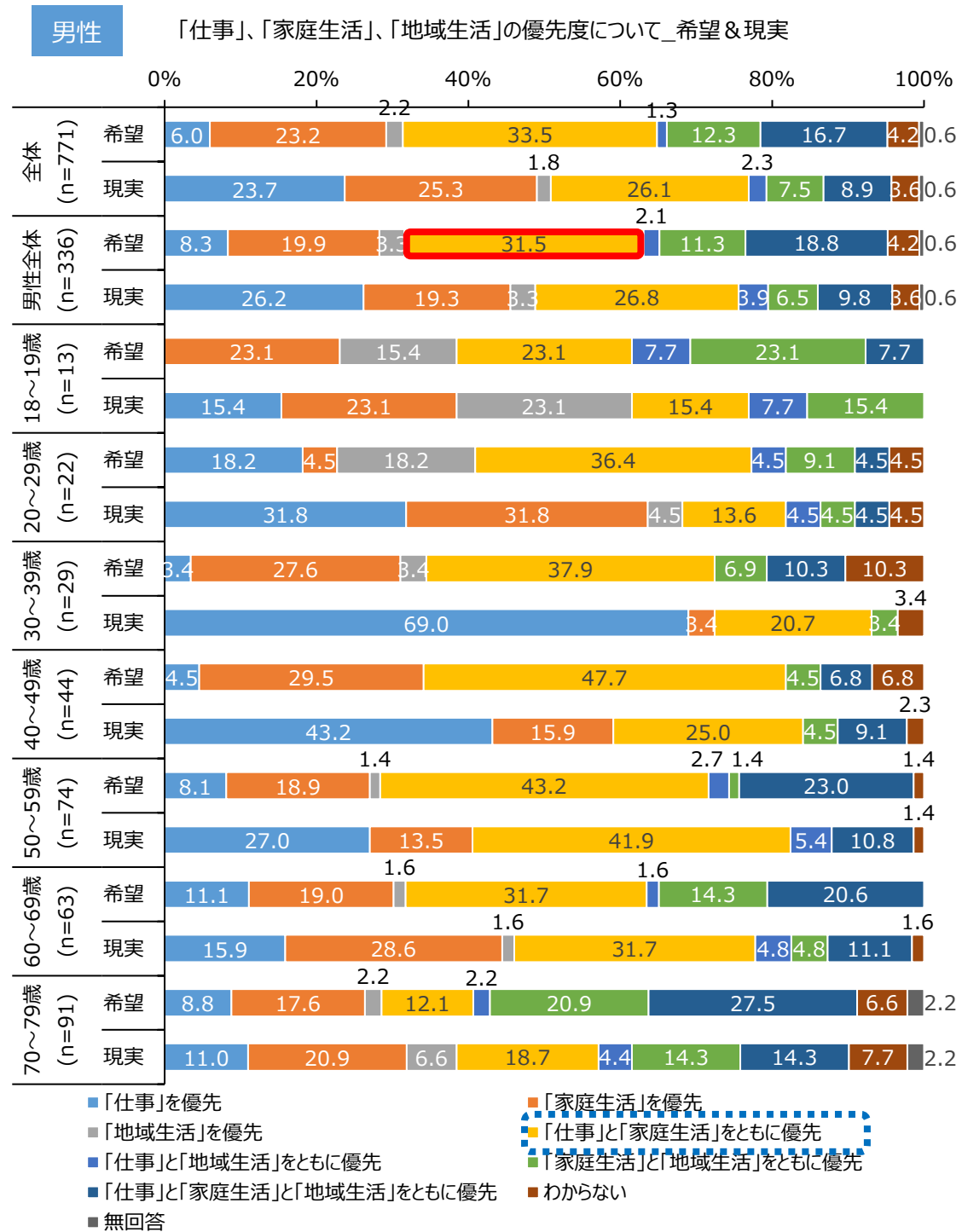


図 10 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度(男性)

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

数値目標4「男女が地域で輝くまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 地域活動への参加しやすさ

住んでいる地域は男女問わず、地域活動に参加しやすいかを問う設問では、「はい」が全体では、45.7%となっています。女性全体では40.4%、男性全体では 52.1%となっています(図11)。

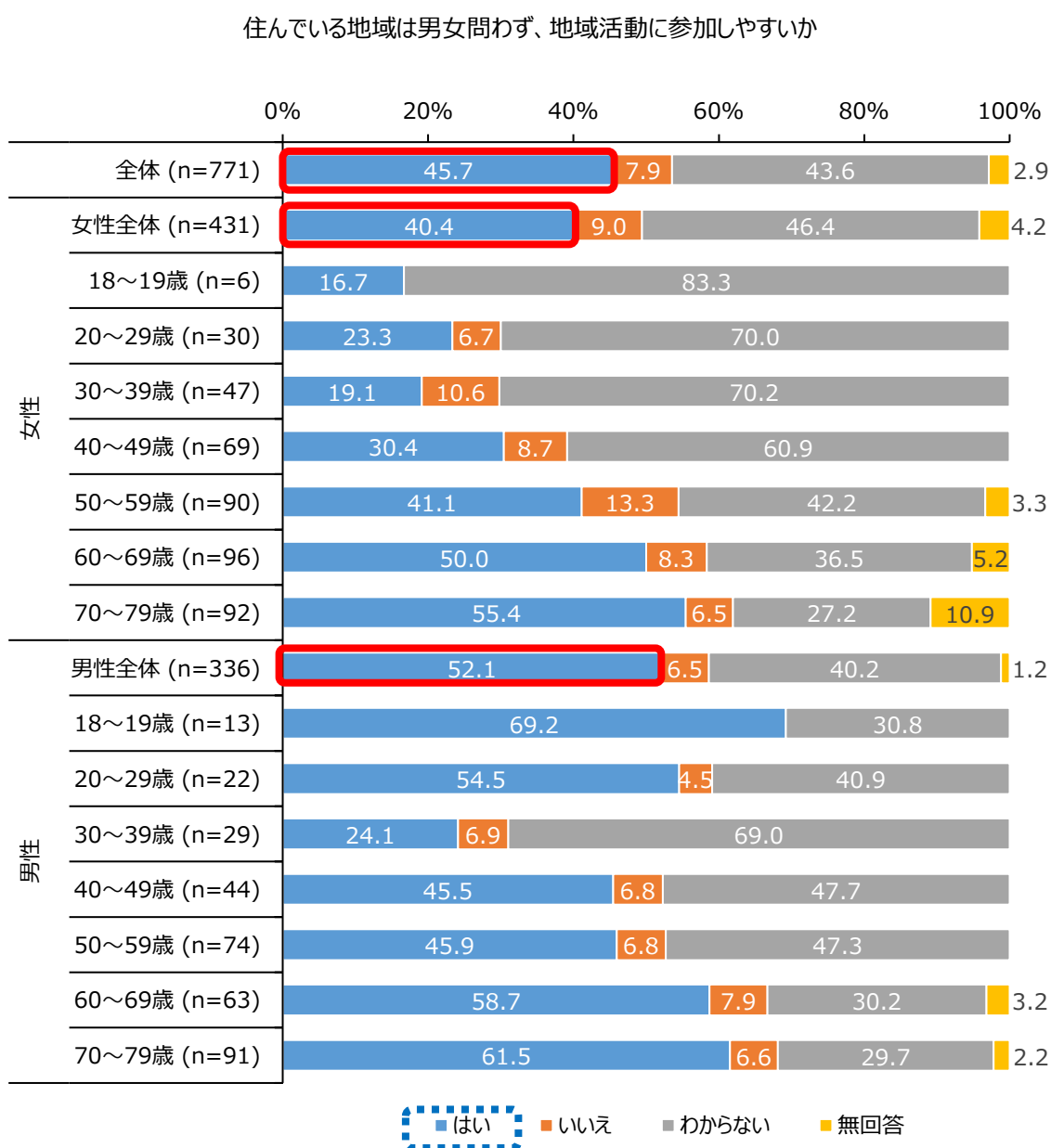


図 11 地域活動への参加

■ 家庭における区会議の主な出席者とその理由

区の会議の主な出席者は男性が48.2%、女性は10.4%であり、男性に偏る傾向が見受けられます(図12)。男性が出席する理由としては、性別や年代を問わず「世帯主だから」との回答が最も多くなっています(図13)。

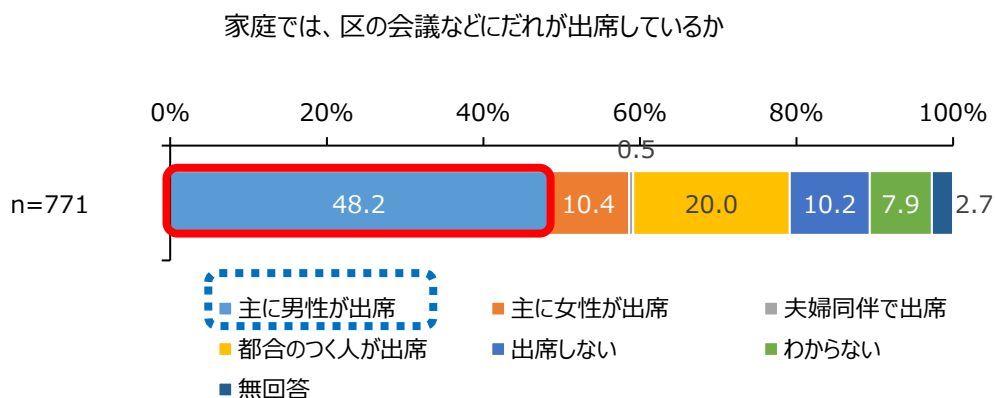


図 12 区の会議の出席

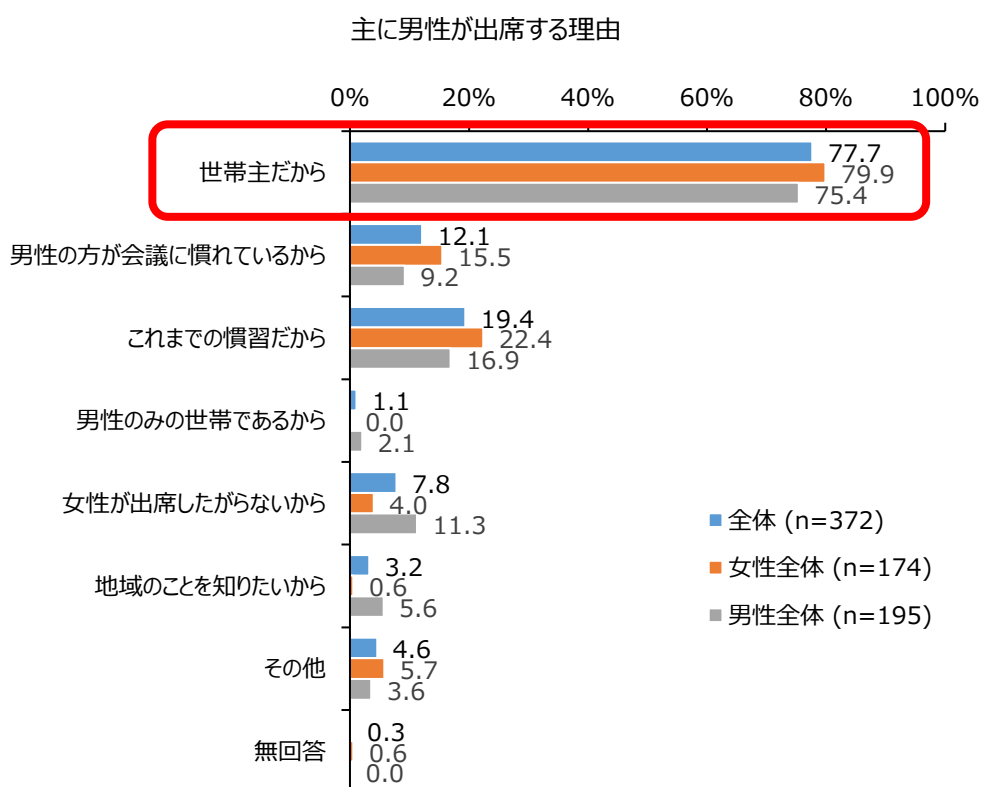


図 13 区の会議に主に男性が出席する理由

*主に男性が区の会議に出席していると回答した方
(全体には年齢・性別無回答、女性全体には年齢無回答含む)

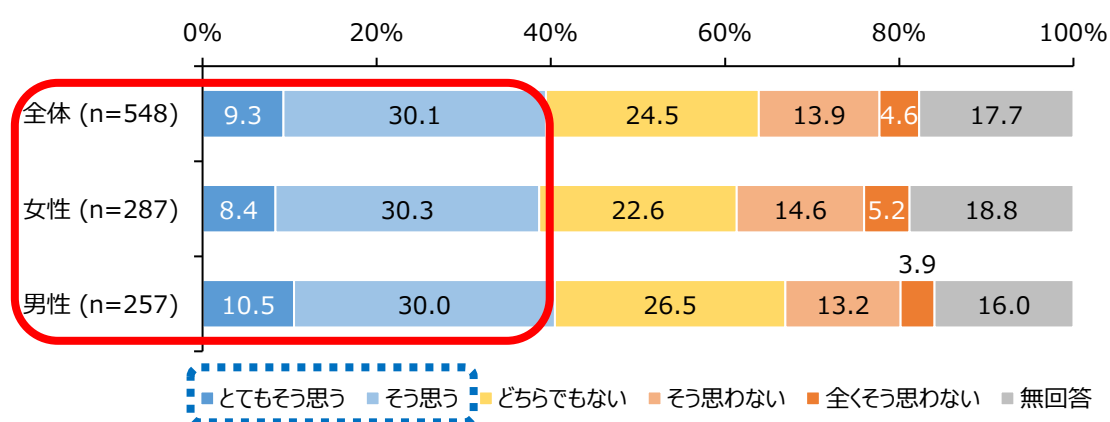
基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

数値目標5「男女共同参画を進める基盤づくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 昇進昇格や管理職への登用

性別にかかわらず昇進・昇格や管理職への登用がされているかを問う設問では、「そう思う（「とてもそう思う」含む）」が男女ともに4割程度となっています（図14）。一方、「そう思わない（「全くそう思わない」含む）」は2割程度となっています（図15）。

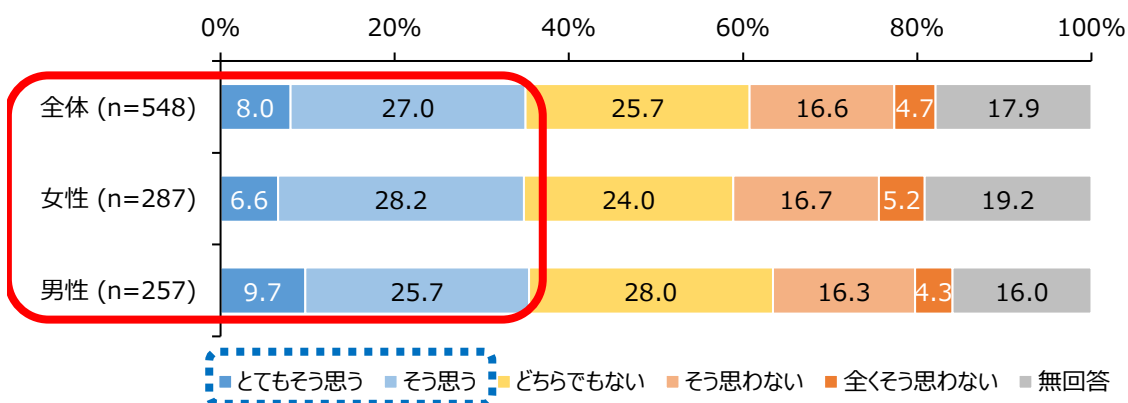
性別にかかわらず昇進・昇格が行われているか



*仕事に就いている方

図 14 昇任・昇格

性別にかかわらず管理職へ登用されているか



*仕事に就いている方

図 15 管理職への登用



資料3

1 第4次プランに関する諮問書

笛市第12-21号
令和2年12月23日

笛吹市男女共同参画審議会
会長 山内幸雄 殿

笛吹市長 山下政樹

第4次笛吹市男女共同参画プランについて（諮問）

笛吹市男女共同参画推進条例第12条に基づき、第4次笛吹市男女共同参画プランの策定について、ご審議いただくよう諮問いたします。

笛吹市では、平成23年に公布した笛吹市男女共同参画推進条例第12条に基づき、平成27年3月に第3次笛吹市男女共同参画プランを策定しました。

このプランは、「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村の計画を包含し、一体として男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために定めた計画となります。

現行プランが令和3年3月に計画期間の満了を迎えることから、「第4次男女共同参画プラン」を策定する必要があります。

現行計画の成果を継承し社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るための計画を策定するため、貴審議会からの意見を求めます。

記

1、第4次笛吹市男女共同参画プランについて



2 第4次プランに関する答申書

3 世界の動き

- 昭和50年を国際連合は「国際婦人年」として提唱し、史上初の世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。翌昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定め、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。
- 昭和54年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求められるようになりました。
- 昭和60年には、「国連婦人の10年」を締めくくる世界女性会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。
- 平成7年には、北京で第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と、平成12年に向けて取り組むべき12の重大問題領域と戦略目標を示した上で、平成8年末までに各国が自国の行動計画を策定することを求めた「行動綱領」が採択されました。
- 平成12年には、国連特別総会「女性2000年会議」が国連本部で開催され、北京宣言及び行動綱領の更なる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。
- 平成17年には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、「『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言」が採択されました。
- 平成22年、第4回世界女性会議（北京会議）から15年目を迎え、国連「北京+15」記念会合（第54回国連婦人の地位向上委員会）がニューヨークで開催されました。会議では、「第4回世界女性会議15周年における宣言」等が採択されました。
- 平成23年既存のジェンダー関連4機関が統合した新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」が発足し、ジェンダー主流化の流れが加速されました。
- 平成24年「日本再生のための政策 OECDの提言」が公表され、日本の将来にとって最も重要な分野の1つに男女格差の是正が挙げられました。
- 平成25年第58回国連婦人の地位委員会が開催されました。
- 平成27年国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））が開催されました。第3回国連防災世界会議（仙台）において、「仙台防災枠組」が採択されました。UN Women 日本事務所が開設されました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）。



- 令和元年国際女性会議 WAW/W2 が日本で同時開催されました。

4 国の動き

- 昭和50年の国際婦人年の第1回の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、昭和52年に「国内行動計画」が策定され、向こう10年間の女性の地位向上のための目標が明らかにされました。
- 女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備が進められ、昭和60年に批准されました。また、昭和62年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
- 平成8年には、第4回世界女性会議の「行動綱領」等を踏まえ、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成12年までに男女共同参画社会の実現に向けて取組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されました。
- 平成11年には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ううえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題に位置付け、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等が明らかにされました。また、平成12年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
- 平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されました。
- 平成17年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。本計画には、特に重点的に取組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。
- 平成18年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大（間接差別）、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などの内容に改正されました（平成19年4月1日施行）。
- 平成22年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、実効性のあるアクション・プランとするため、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新設5分野を含む15の重点分野が掲げられました。
- 平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- 平成28年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、



また「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。

- 平成29年には、改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が施行されました。
- 平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
- 令和元年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正されました。
- 令和2年には、「DV相談+（プラス）」が開始されました。また「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました（予定）。

5 山梨県の動き

- 昭和53年に、県民生活局に婦人問題担当窓口が置かれるとともに、婦人問題庁内連絡会議及び山梨県婦人問題懇話会が設置されました。昭和56年には、女性の地位向上と福祉の増進を図るため「山梨県婦人行動計画」が策定されました。
- 昭和59年には、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、総合婦人会館が開館しました。その後、平成2年には、富士女性センター、平成8年には、峡南女性センターが開館し、平成16年に「男女共同参画推進センター」として3館が統合されました。
- 平成3年には、女性が社会のあらゆる分野へ主体的に参加し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して「やまなし女性いきいきプラン」が策定されました。平成10年には、「基本的人権の確立」と「男女平等」を基本理念に「やまなしヒューマンプラン21」が策定されました。
- 平成14年には、男女共同参画社会実現のための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「山梨県男女共同参画推進条例」が制定され、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための具体的施策を示した「男女共同参画計画（ヒューマンプラン）」が策定されました。
- 平成17年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、翌平成18年からは、この計画により、男女共同参画推進センターが配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行うようになりました。
- 平成18年には、「山梨県第2次男女共同参画計画」が策定され、平成19年には「山梨県男女共同参画企業懇話会」が発足し、企業における男女共同参画が推進されています。
- 平成20年には「第2次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」が策定されました。
- 平成23年には、「山梨県第3次男女共同参画計画」が策定されました。重視する視点として「地域社会の活性化と男女共同参画の推進」を挙げ、平成24年より「企業における男女共同参画実践活動支援事業」「地域における男女共同参画支援事業」で企業



や地域での女性の活躍を促進しています。

- 平成25年には「第3次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」が策定されました。
- 平成26年には、「やまなし企業子宝率調査」が実施されました。
- 平成27年には、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」が実施されました。
- 平成28年には、「女性の無料法律相談」が開始されました。また、「第4次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。
- 平成30年には、「第4次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、「やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぼももこ」が開設されました。
- 令和2年には、「男女共同参画に関する意識調査」（県政モニター）が実施されました。



6 笛吹市の動き

- 笛吹市は、平成16年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町、境川村の5町1村が合併し、誕生しました。さらに、平成18年8月1日に芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となりました。
- 平成17年には、市民の立場から男女共同参画計画に携わるために、男女共同参画委員会が設置されました。
- 平成18年には、「笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定され、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進していくこととなりました。
- 平成19年には、笛吹市男女共同参画プラン策定を機に、男女共同参画委員会から発展的に組織改革した男女共同参画推進委員会が発足しました。市民中心の男女共同参画の推進を積極的に行っています。
- 平成23年には、「第2次笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定されました。また、男女共同参画推進委員が中心となり、本市で初めてとなる市民提案型の男女共同参画推進条例が公布されました。
- 平成25年には、市の推進体制として、推進本部・推進会議が発足しました。
- 平成27年には、男女共同参画都市を宣言しました。
- 平成28年には、「第3次笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定されました。



7 笛吹市男女共同参画推進条例

○笛吹市男女共同参画推進条例

平成 23 年 9 月 28 日

条例第 17 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 性別による権利侵害の禁止(第 9 条・第 10 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 11 条—第 23 条)
- 第 4 章 推進体制の整備(第 24 条—第 29 条)
- 第 5 章 補則(第 30 条)

附則

笛吹市は、古来、政治、文化、産業面で地域の中心として機能してきた歴史を有し、天与の温泉、豊かな自然、桃・ぶどう生産量日本一を誇る農業と観光を主体としたまちである。この背景には、農業、観光業等に家族とともに汗を流し、その合間を縫っての家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがある。

一方で、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等により、女性が方針決定へ参画し難い現状もみられる。

日本国憲法においては、個人の尊厳の尊重と男女平等がうたわれる中で、こうした状況を踏まえると、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。



- (2) 市民 国籍を問わず、住民登録の有無にかかわらず市内に住む人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わるすべての者をいう。
- (6) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
- (7) 積極的改善措置 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものをいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (7) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び市民自ら企画する男女共同参画の推進に関する活動に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。

3 自治組織等においては、男女が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別を理由に異なる取扱いをしないよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、個人としての尊厳を冒されてはならない。



- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第 10 条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為や虐待行為を行ってはならない。

- 2 何人も、男女間において、セクシュアル・ハラスメント又はそれを助長するような行為を行ってはならない。

第 3 章 基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 11 条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画推進の視点を盛り込むよう配慮しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画)

第 12 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、必要な体制を整備するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第 13 条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報提供及び啓発活動)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する啓発活動の浸透状況を把握するように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第 15 条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないようにしなければならない。

(積極的改善措置)

第 16 条 市長は、各種行政委員若しくは審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員構成の男女比率は、別に定める市の総合計画に掲げる目標値を目指し、努力するものとする。

2 市長は、男女共同参画の視点が職務に反映されるよう市職員に研修を積ませるとともに、性別を前提とした配置を行わないよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる政策の企画、立案及び決定において男女が共同して参画する機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

5 市は、市と工事請負等の契約を行おうとする事業者に対し、第 6 条に基づく男女共同参画推進状況について、報告を求めることができる。

(自治組織等への支援)

第 17 条 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第 18 条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第 19 条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第 20 条 市は、男女が家庭生活における活動その他社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子育てと介護における共助と支援)

第 21 条 家族を構成する男女は、互いに協力して、次世代を担う子の養育と家族の介護に努めなければならない。

2 市は、家族を構成する男女が性別により役割を固定することなく、子育て及び介護を積極的に行うことができるようその環境整備に努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。



- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときには、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画教育の推進)

第 23 条 市及び教育に携わる者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女が均等に教育を受け能力を発揮できる機会が与えられるよう男女平等教育、生活的自立教育その他の男女共同参画の形成に関する教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 推進体制の整備

(審議会の設置)

第 24 条 男女共同参画に関する重要事項について調査審議等を行うため、笛吹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

- 3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めたときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 25 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(審議会委員)

第 26 条 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(審議会の会議及び議事)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進組織の設置)

第 29 条 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。

第 5 章 補則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている輝け男女笛吹プランは、第 12 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。



8 男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	所属	役職
山内 幸雄	憲法学者・大学非常勤講師	会長
三井 久美子	笛吹市男女共同参画推進委員会	副会長
今泉 利恵	甲府人権擁護委員協議会 笛吹グループ	
小澤 紀元	笛吹市副市長	
小尾 恭一	笛吹市社会福祉協議会	
雨宮 仁	笛吹農業協同組合	
菱山 一	笛吹市商工会	
渡辺 政子	笛吹市教育協議会	

9 男女共同参画推進計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属	役職
三井 久美子	第7期男女共同参画推進委員会 委員長	委員長
小澤 幸子	第7期男女共同参画推進委員会 職場部会副部会長	副委員長
堀内 智恵子	第7期男女共同参画推進委員会 家庭部会長	
冬木 裕二	第7期男女共同参画推進委員会 家庭部会副部会長	
長田 美津恵	第7期男女共同参画推進委員会 地域部会長	
荻野 宝	第7期男女共同参画推進委員会 地域部会副部会長	
和泉 正江	第7期男女共同参画推進委員会 職場部会長	
三枝 智久	第7期男女共同参画推進委員会 広報部会長	
大塚 好幸	第7期男女共同参画推進委員会 広報部会副部会長	
佐藤 みのり	市民活動支援課長	



10 策定までの経過

年月日	状 況
令和 2 年 10 月 12 日	第 1 回策定委員会
令和 2 年 11 月(書面開催)	第 2 回策定委員会
令和 2 年 12 月 23 日	第 1 回男女共同参画審議会
令和 3 年 1 月 29 日	第 3 回策定委員会
令和 3 年 2 月 ~ 日	パブリックコメント
令和 3 年 2 月 日	第 2 回男女共同参画審議会



ふ・え・ふ・き・市

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会





輝け 男女笛吹プラン

～第4次笛吹市男女共同参画プラン～

発行日 令和3年3月

発行 笛吹市

山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL:055-262-4111 FAX:055-262-4115

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和3年2月10日提出	
件名	「笛吹市第4次障害者基本計画」 (案)等について	部局名	保健福祉部
概要	「障害者基本計画」は、障害者基本法に基づく法定計画として、市における障害福祉施策の推進に向けた基本的な方向性を定め、一層の充実を図っていくための指針となる。 現行の第3次計画が令和2年度に計画期間満了を迎えるため、新たに計画期間を令和3年度から6年間とする「笛吹市第4次障害者基本計画」を策定する。 同時に、「障害者基本計画」を推進するに当たり、具体的な数値目標や各年度の障害福祉サービス等の見込量を設定した「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(3か年)を策定する。		
経過	平成19年3月に「第1次計画」、平成24年3月に「第2次計画」、平成29年3月に「第3次計画」を策定した。 「第4次計画」の策定に向け、市民アンケートでの意見とともに、当事者、家族及び事業者並びに庁内関係課による第3次計画の評価・検証をもとに、自立支援協議会で協議の上、障害者基本計画策定審議委員会において審議し計画素案を作成した。		
問題・課題	計画素案について、市民の意見等を十分に反映した上で、計画を策定していく必要がある。		
対応策	今後の予定 令和3年2月 議会全員協議会で説明 令和3年2月 パブリックコメントを実施 令和3年3月 障害者基本計画策定審議委員会で審議後、市長への答申計画及びダイジェスト版印刷後、庁議、議会全員協議会で配布		
協議結果	【協議事項了】		

笛 吹 市

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

<素 案>



令和3年3月
笛吹市

■■ 目 次 ■■

1 障害福祉計画のあらまし	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象とする障がい者	3
(5) 計画に定める事項	3
(6) 障害福祉推進の理念（参考）	4
(7) 障害者基本計画における基本目標（参考）	5
(8) 障害福祉サービスの体系	6
 2 成果目標	8
(1) 前回計画の振り返り	8
(2) 第6期計画の目標値と達成のための方策	9
 3 障害福祉サービスの見込量	16
(1) 前回計画の振り返り	16
(2) 第6期計画の見込量と確保のための方策	18
 4 障害児支援の見込量	24
(1) 前回計画の振り返り	24
(2) 第2期計画の見込量と確保のための方策	25
 5 地域生活支援事業の見込量	27
(1) 前回計画の振り返り	27
(2) 第6期計画の見込量と確保のための方策	28
 6 計画の推進（追記事項）	31
(1) 計画の検証と見直し	31
(2) 関係機関との連携	32
 参考資料 障害者手帳所持者数の状況	33

1 障害福祉計画のあらまし

(1) 計画策定の目的

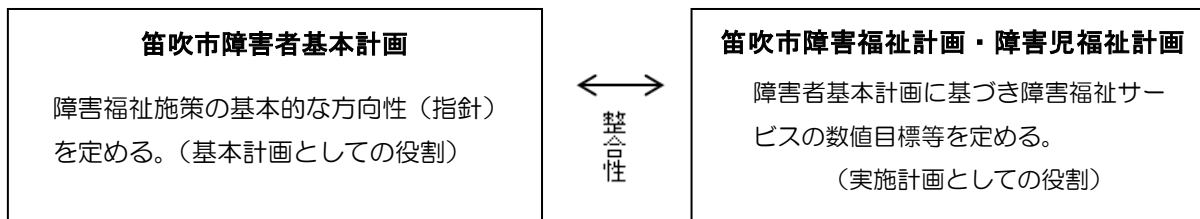
笛吹市ではこれまで、平成 18 年度から令和 2 年度までの間、それぞれ 3 か年ずつを計画年度とする 5 期の障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について計画的に施策の推進を図ってきました。国においてはこの間、**障害者権利条約**を批准し、**改正障害者基本法**、**改正障害者総合支援法**、**障害者虐待防止法**、**障害者差別解消法**、**改正発達障害者支援法**、**障害者文化芸術活動推進法**、**読書バリアフリー法**、**改正障害者雇用促進法**などが施行されました。また、県においては、**山梨県幸住条例**の改正が行われました。

「**笛吹市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画**（以下、「**本計画**」といいます。）は、これら国県の動向を踏まえ、**障害者総合支援法**や**児童福祉法**の基本理念の下、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定します。前回計画である「**笛吹市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画**」での数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を分析した上で、令和 3 年度から 5 年度までの 3 か年を計画期間とし、具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために策定するものです。

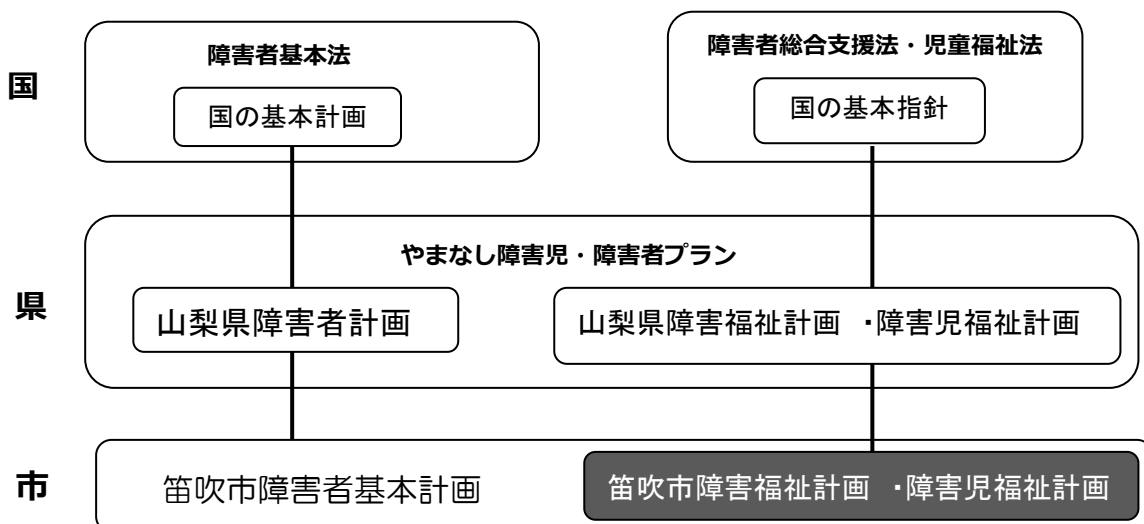
(2) 計画の位置づけ

笛吹市では、平成 29 年 3 月に**笛吹市総合計画**に基づき福祉分野に共通する地域福祉推進に関する理念およびその具現化のための取組方針を規定した**笛吹市第 3 次地域福祉計画**（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）を策定しました。また同時に、笛吹市では、障害者施策を推進していくための基本原則および基本的事項を定めた**障害者基本法**第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として、**第 4 次笛吹市障害者基本計画**（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）を推進しています。市町村障害者計画は、国県の方向性を踏まえ、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

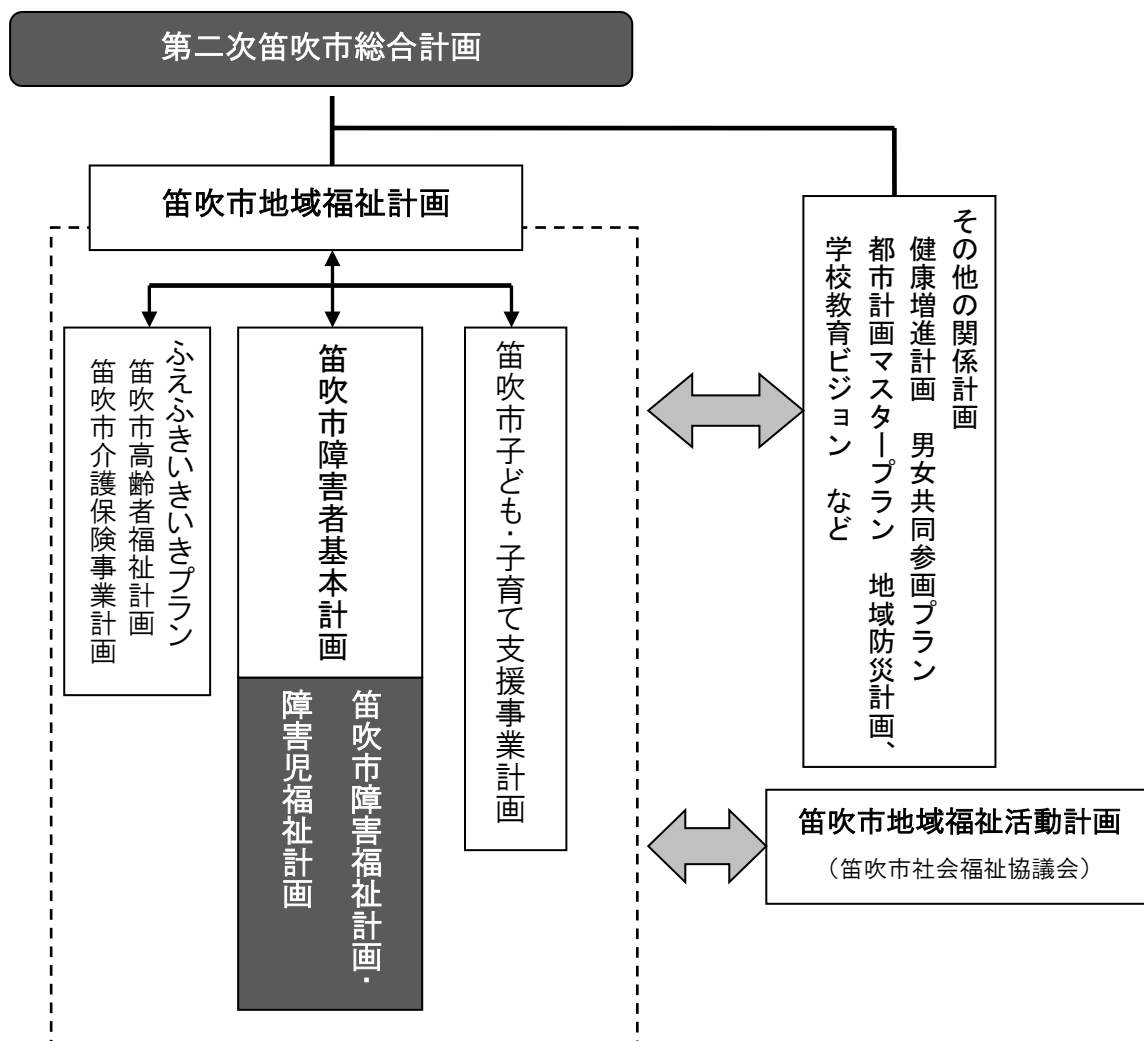
一方、**笛吹市障害福祉計画**は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**第 88 条に基づき、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき障害福祉サービスの数値目標などを示したものです。このため、本計画は第 4 次**笛吹市障害者基本計画**における施策推進の考え方と一体をなすもので、第 4 次**笛吹市障害者基本計画**に内包される実施計画として位置づけられます。このことから、本市における障害者福祉施策の推進にあたっては、**障害者基本計画**と**障害福祉計画・障害児福祉計画**とが相互に整合性を図りながら進めていきます。



■ 国・県計画や障害福祉計画との関係



■ 笛吹市の関連計画との関係



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3か年とします。

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域福祉計画	第3次地域福祉計画(5年)				第4次地域福祉計画					
障害者基本計画	第3次障害者基本計画(4年)				第4次障害者基本計画(6年)					
障害福祉計画		第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画 (3年)			第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画 (3年)			次期計画		

(4) 計画の対象とする障がい者

本計画の対象とする障がい者とは、年齢に関係なく障害者基本法の規定に基づく身体障害、知的障害、または精神障害その他の心身の機能に障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人のことをさします。また、障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次脳機能障がいがある人などを含むものとします。

ただし、本文中において、児童福祉法に基づくサービスなど18歳未満の児童を対象とする場合に「障がい児」、「障がい者(児)」と記述します。

また、本市の公用文や広報等における用字の考え方に従い、原則として「障がい」、「障がい者」のように「がい」の字をひらがなで表記します。(法律名、制度名、機関名等の固有名詞については除きます)

(5) 計画に定める事項

本計画では、次の事項について定めています。

- ①障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標と活動指標
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援、地域生活支援事業、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- ③障害福祉計画・障害児福祉計画の各年度における達成状況を点検および評価する方法など

(6) 障害福祉推進の基本理念（参考）

本市では、「障がい＝主として社会が作り出した問題」ととらえ、社会的障壁の除去や軽減に取組み、障がい者自らの積極的な社会参加の促進や支援を推進していきます。

この考え方のもと、令和３年３月に策定された「第４次障害者基本計画」における障害福祉推進の基本理念は、次のとおりです。

第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき施策の推進を図ります。

障がい者が、身近な地域で自立した豊かな生活を送っていくためには、地域の一員として、主体的に社会のあらゆる活動に参加することができ、また、このことにより自らの能力が最大限発揮され、自己実現が可能となるような環境づくりが必要です。

この実現のためには、障がい者がライフステージを通じて直面するさまざまな「困難さ」を、障がい者だけの課題ではなく、地域全体の課題としてとらえる「心のバリアフリー」を市民に推進していく必要があります。

障がい者は、この「困難さ」からくる生活のしづらさを補うため、障がい特性などに応じてさまざまな支援を必要としますが、この支援は、行政や支援者側からの押し付けであってはならず、障がい者自らが選んだものでなければいけません。

行政、事業者、地域住民など地域を構成するあらゆる人が、それぞれの役割に応じて力を発揮し、また相互の連携のもと、障がい者の年齢や障がいの特性、生活状況などに応じて、必要なとき、必要な人が、必要なだけ手を差し伸べられるような支援体制の構築を図ります。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の主体的な社会参加を通じて、地域社会の担い手として自らその能力を発揮することにより、障がいがある人もない人もお互いに認めあい、お互いに助けあいながら共生できる地域社会の実現を目指します。

「笛吹市第３次障害者基本計画」では、このような基本的な考え方のもと、障がい者が住みなれた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりを目指し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに支えあい 共生できるまちづくり」とします。

(7) 障害者基本計画における基本目標（参考）

令和３年３月に策定された「第４次障害者基本計画」における基本目標および施策の方向は、次のとおりとなっています。

第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画においても、この基本目標に基づき施策の推進を図ります。

第4次笛吹市障害者基本計画の基本目標

(1) とともに支えあい、安心して生活ができる地域共生社会の実現

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら共生できる社会の実現のためには、「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会を構成するあらゆる人が、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めることにより、障がいの有無に関わらず、ともに助け合い、安心して生活できる環境の整備が必要です。また、障がいがあってもすべての段階のライフステージで一人ひとりが主体となり、自身が望む社会経済的・文化的活動を行うことができる環境づくりも必要です。

このため、さまざまな機会を通じて、身体障がいや知的障がいだけでなく、一般の人が気づきにくい精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等も含めた障がい理解の浸透を図り、市民に対する「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がい者自身も、主体的な地域活動への参画を通じて、その能力や特性に応じた一定の役割を担っていくことにより、日常生活や災害時なども、互いのバリアを補いながら安心して生活できるよう、地域の「きずなづくり」を促進します。また、こうした地域環境のもと、障がい者のニーズや世帯の状況に応じた福祉、保健・医療、教育、雇用等のサービスの充実を図り、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

(2) 自己決定の尊重および意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえることが大切です。このため、障がい者施策の推進にあたっては、障がい者および障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、さまざまな選択肢の中から障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、年齢や障がいの状況に応じた相談支援体制の整備や障がい特性に応じた意思疎通のための手段の確保に努めるとともに、障がい者本人や家族の高齢化等による「親亡き後の支援」も見据え、本人の意向を尊重した地域生活の実現に向け、福祉サービスの充実や権利擁護体制の充実に努めます。

(3) 当事者・家族等に寄り添った切れ目ない支援

障がいのある児童・生徒の就学や進学時、青年期における自立や就労時、介護保険移行期など、支援者が切り替わるタイミングでは、特に支援の連続性が重要となります。

また、少子高齢化の進行や不安定な社会情勢を背景に、家族の高齢化等による介護力の低下や世帯の経済的問題など、世帯の生活状況に障がい者本人の成長や社会的自立が阻まれてしまうケースも少なくありません。

こうしたことから、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期に至るまでライフステージを通じて、世帯の生活環境に依存することなく、自分らしく自立した生活が安定して送れるよう、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各機関が有機的、連続的な連携を図り、障がい当事者や家族等に寄り添った切れ目のない支援環境の整備を目指します。

(4) 年齢や障がい特性等に配慮した支援

障がい者福祉の各施策は、年齢、性別、障がいの状況、生活の実態等に応じて、障がい者個々の支援の必要性を踏まえて実施する必要があります。このため、障がい者の年齢や発達段階に応じた適切な支援が提供できるよう、行政、民間事業者、その他の支援団体等が適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援体制の整備を図るとともに、障害者手帳を所持する人だけでなく、発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、生活のしづらさを感じるさまざまな人に対しても、施策の充実を図ります。

女性は、障がいに加えて女性であることによる複合的な課題に直面する場合があります。また障がい児は、本人の発達や自立が世帯の生活環境に影響される場合も多いため、本人への支援だけで

なく、家族の生活状態を踏まえた世帯への支援にも配慮します。

(5) 地域社会のバリアフリー化とアクセシビリティの向上

障害者基本法では、障がい者のことを「障がいがある者であって、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、「障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいだけでなく社会的な環境にもその要因がある。」という視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障害者差別解消法*による「合理的配慮」の観点から、障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮し、安心して生活できる環境づくりを図るため、地域社会における障がい者にとっての生活のしづらさの解消やアクセシビリティの向上を図ります。

また、施設整備などハード面のバリアフリー化だけではなく、「心のバリアフリー」を推進することにより、障がい者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進めるとともに、障がい者の自立や主体的な社会参加を促進するため、「障害を理由とする差別」の解消に向けた積極的な取組を行います。

(8) 障害福祉サービスの体系

平成 25 年 4 月、障害者総合支援法が施行されました。障がい者の定義に難病患者などの方が追加され、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続を経た上で、市町村において必要と認められた障害福祉サービスを利用できるようになりました。

障害福祉サービスは、障害者総合支援法のもとに、個々の障がいのある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。このうち自立支援給付は、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付等）、自立支援医療、補装具に分けられます。平成 30 年 4 月施行の改正障害者総合支援法では、「自立支援給付」の中に、地域生活を支援するサービス「自立生活援助」や就労定着に向けた支援を行うサービス「就労定着支援」が新設されました。また、補装具費支給の一部種目の貸与や高齢者や障がい者がともに利用できる「共生型サービス」も加わっています。

障がい児支援は、平成 23 年度までは障害種別ごとに支援が実施されてきましたが、児童福祉法の改正により平成 24 年 4 月から身近な地域で支援を受けられるようにするため、入所により支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化され、それまで県が実施主体であった通所サービスについては市町村に移行し、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成が必要となりました。平成 30 年 4 月施行の改正児童福祉法においては、居宅を訪問して児童発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が新設されています。

〈障害福祉サービスの体系〉

自立支援給付

●障害福祉サービス

訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・短期入所（福祉型・医療型）

居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援

相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

●自立支援医療

●補装具

障がい児支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- その他の事業（日中一時支援、生活支援、社会参加促進等）

2 成果目標

(1) 前回計画の振りかえり

前回計画である第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定時に見込んだ令和2年度における成果目標に対して、実績値を比較し、評価を行いました。なお、①から④までが障害福祉計画、⑤から⑦までが障害児福祉計画の目標です。

①施設入所者の地域生活への移行

区分	平成28年度末の 施設入所者数 (A)	令和2年度末 入所者数 (B)	削減数 (A-B)	地域移行者数※
目標値	78 人	76 人	2 人	8 人
実績(見込)値		72 人	11 人	3 人

※地域移行者数…施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数

平成28年度末の施設入所者に対する令和2年度末の削減数の目標を2人と設定しましたが、実績は11人となる見込みです。これは、地域移行以外の理由（死亡など）から施設を退所したことによるもので、地域移行者数については、目標値である8人に対して3人（達成率37.5%）となる見込みで、地域移行がなかなか進まない現状が見られます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	想定する協議体	令和2年度末 実績
市町村ごとの 協議の場の設置	笛吹市地域自立支援 協議会	笛吹市地域自立支援協議会の中で協議を 開始

本市では地域自立支援協議会の中で協議を行うこととし、令和2年度から協議を開始しています。

③地域生活支援拠点等※の整備

項目	令和2年度目標	令和2年度末 実績
令和2年度末時点 地域生活支援拠点等の数	峡東圏域で1か所	峡東圏域に「面的体制」で整備済み

※地域生活支援拠点等…障がい者の地域生活への移行促進のため、親元からの自立等に係る相談、グループホーム入居等の体験の機会の提供、緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などを集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点を「地域生活拠点」という。拠点を設けず、複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」による整備を行うこともできることとされ、これらも含めて「地域生活支援拠点等」という。

山梨市・甲州市と検討を重ね、峡東圏域で平成30年度に面的体制での整備を行いました。

④福祉施設から一般就労への移行等

○一般就労移行

区 分	平成 28 年度末 一般就労移行者数 (A)	令和 2 年度の 一般就労移行数 (B)	割合 (B/A)
目標値	7 人	11 人	1.6 倍
実績 (見込) 値		3 人	0.4 倍

○就労移行支援事業

区 分	平成 28 年度末 就労移行支援事業 利用者数 (A)	令和 2 年度の 就労移行支援事業 利用者数 (B)	割合 (B/A)
目標値	7 人	11 人	1.6 倍
実績 (見込) 値		13 人	1.9 倍

○就労移行支援事業所

区 分	平成 28 年度末 就労支援移行支援 事業所の数 (A)	令和 2 年度末の 就労移行率が 3 割以上 の就労移行支援 事業所の数 (B)	割合 (B/A)
目標値	0 か所	1 か所	—
実績 (見込) 値		0 か所	—

○就労定着支援事業

区 分	平成 28 年度末 就労定着支援事業 利用者数 (A)	令和 2 年度末の 就労継続者数 (B)	割合 (B/A)
目標値	1 人	1 人	100%
実績 (見込) 値		1 人	100%

令和 2 年度における一般就労移行者数の目標を 11 人に設定しましたが、実績は 3 人（達成率 27.2%）と目標設定に対し低い水準での達成率となる見込みです。しかし、平成 30 年度は 4 人、令和元年度は 3 人が一般就労への移行を果たしており、毎年、一定の成果が得られています。

就労移行支援事業利用者数は、11 人の目標値に対し、実績は 13 人となる見込みです。就労移行支援事業の利用期間が限られていること、必ずしも就労移行支援事業を利用しなくても就労できることなど制度的な理由もあり、利用者の動向は安定していません。また、市内に就労移行支援事業所の設置を目指しましたが、設置はできませんでした。

就労定着支援事業の利用者数は、1 人の目標値に対して、実績も 1 人となる見込みです。

⑤児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

○児童発達支援センター

項目	令和 2 年度目標	令和 2 年度末 実績
令和 2 年度末時点 児童発達支援センターの数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域で 1 か所

○保育所等訪問支援サービス提供事業所

項目	令和 2 年度目標	令和 2 年度末 実績
令和 2 年度末時点 保育所等訪問支援サービス 提供事業所の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域・市内ともになし

児童発達支援センターの設置は、現状維持の目標でした。保育所等訪問支援サービス提供事業所は、圏域において 1 か所の設置を目指しましたが、設置できませんでした。児童発達支援および保育所等訪問支援ともサービスの利用ニーズは増加しており、早急な体制整備が必要です。

⑥重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

○児童発達支援センター（重症心身障がい児支援）

項目	令和 2 年度目標	令和 2 年度末 実績
令和 2 年度末時点 児童発達支援センターの数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域・市内ともになし

○放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児支援）

項目	令和 2 年度目標	令和 2 年度末 実績
令和 2 年度末時点 保育所等訪問支援サービス 提供事業所の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域で 1 か所

重症心身障がい児のための支援として、令和 2 年度末に児童発達支援センターを峡東圏域において 1 か所の設置を目指しましたが、設置できませんでした。保育所等訪問支援サービス提供事業所は、峡東圏域で 1 か所設置されました。

⑦医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	令和 2 年度目標	令和 2 年度末 実績
令和 2 年度末時点の 協議の場の設置	峡東圏域で 1 会場	峡東圏域で設置済み

医療的ケア児の支援は他分野、特に医療機関との連携が必要不可欠であることから峡東圏域での設置を令和元年度に行い、協議を重ねています。

(2) 第6期の目標値と達成のための方策

笛吹市では、第6期障害福祉計画として①から④、第2期障害児福祉計画として⑤、共通の目標として⑥から⑦の項目について、国の基本指針を基にこれまでの実績や本市の実情を踏まえて令和5年度の目標値を設定し、目標を達成できるよう施策を展開していきます。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 国の指針では、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、
- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること
 - ・令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減すること

が示されています。

なお、令和2年度末において、第5期障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、その未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとされています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、令和元年度末の施設入所者数である72人を基準として、国の指針に合わせ、今後6.9%に相当する5人を令和2年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減割合についても、国の指針の割合に合わせ、令和元年度末と比較して2.8%の削減となる2人を目標人数とします。国の指針では、本来、第5期計画における未達成割合を第6期計画の目標値に加えることとされていますが、本市の実情では、これを加えた目標の設定は現実的でないと考えられることから、加えていません。

施設入所者数の削減や施設入所者の地域生活移行のためには、入所定員の削減に連動したグループホーム等の地域での生活の場の確保および退所者の生活を地域で支援していくための環境づくりが必要です。地域での生活を支えるだけのサービス供給量の確保や相談支援体制の強化、医療機関等との連携強化といった様々な支援体制の強化のほか、障がい者自身や家族の希望に沿い、適正なサービスの選択ができる体制整備が求められます。

住まい・日中活動の場・地域生活の支援体制など、地域での生活を支える基盤の整備を進めながら、可能な人には地域へ移行することができるよう支援していきます。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の 入所者数（A）	72 人	令和元年度末の施設入所者数（A）
令和 5 年度末時点の 入所者数（B）	70 人	令和 5 年度末の施設入所者数（B）
【目標値】 地域生活移行者数（C）	5 人 (6.9%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数（C） ※（ ）内は地域移行の割合（C/A）
【目標値】 入所者数削減見込（A－B）	2 人 (2.8%)	入所者数の削減見込（D＝A－B） ※（ ）内は削減割合（D/A）

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、市に対しては

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の 1 年間の開催回数
- ・保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ・協議の場における目標設定および評価の実施回数

を定めることとなっています。

また、県の目標として、令和 5 年度末の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）と早期退院率（入院後 3 か月時点・6 か月時点・1 年時点）を目標値として設定します。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では第 5 期計画の目標として国の指針である「令和 2 年度末までにすべての市町村ごとおよび圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する」ことに併せ、笛吹市地域自立支援協議会を協議の場と設定し、令和 2 年度から協議を開始しています。

今後は協議の場の活性化に向けた取組を強化します。また、重層的相談支援体制整備を見据えつつ、県や圏域（山梨市、甲州市）、65 歳以上の対象がいることから介護保険制度担当課とも連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図っていきます。

項 目	数 値	考 え 方
協議の場の 1 年間の開催回数見込	3 回	笛吹市地域自立支援協議会の協議の中で協議を行う。
協議の場の参加者数	27 人	
保健	3 人	
医療（精神科）	－	
医療（精神科以外）	1 人	
福祉	12 人	
介護	1 人	
当事者および家族	6 人	
その他	4 人	
協議の場における目標設定	7 項目	
協議の場における目標設定および評価の実施回数	1 回	

参考《精神病床における 1 年以上長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（サービス見込量）》

項 目	人 数		想定するサービスの区分			
	65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満 (介護保険非該当者含む)	人 数	65 歳以上	人 数
地域移行 が見込ま れる数	7 人	6 人	共同生活援助	2 人	特別養護老 人ホーム	5 人
			生活介護	6 人		
			短期入所(福)	1 人		

※65 歳未満のサービス量合計が地域移行の見込人数を超えているのは、複数サービスを利用することを想定しているためです。

③ 地域生活支援拠点等の機能の充実

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までに市町村または圏域に 1 つ以上を確保し、その機能充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討すること

としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、障がい者の地域生活を支援する機能である相談・体験の機会・緊急時の対応・専門性・地域の体制づくりを集約する地域生活支援拠点を峡東圏域（山梨市、甲州市と共同）で「面的な体制により」平成 30 年度に整備しました。

障がい者がその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活していくためにも、障がいの重度化や高齢化、親亡き後等の将来を見据えた中で、今後もこの体制を維持しつつ、機能の充実をしていきます。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域として「面的体制」を整備済 (山梨市・甲州市と共通目標)
昨日の充実に向けた検証 よび検討の年間実施回数	3 回	峡東圏域で実施 (山梨市・甲州市と共通目標)

※地域生活支援拠点等とは

国の指針では、障がい者の地域生活への移行を促進するために、親元からの自立等に
係る相談、一人暮らし、グループホーム入居等の体験の機会の提供、ショートステイの
利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備、コ
ーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などを各地域内で集約し、
グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点を「地域生活拠点」という。
拠点を設けず、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」による
整備を行うこともできることとされ、これらも含めて「地域生活支援拠点等」という。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
を通じて、福祉施設の利用から一般就労への移行者数を、令和 5 年度末に
は令和元年度実績の 1.27 倍以上とすること
- ・就労移行支援事業を通じて、福祉施設の利用から一般就労への移行者数を
令和 5 年度末には令和元年度実績の 1.3 倍以上とすること
- ・就労継続支援 A 型および B 型を通じ、福祉施設の利用から一般就労への
移行者数を令和 5 年度末には令和元年度実績の A 型は 1.26 倍以上、B
型は 1.23 倍以上とすること
- ・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の
うち、7 割が就労定着支援事業を利用する。また、就労定着支援事業所の
うち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすること
としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

○福祉施設利用者の一般就労

本市では、令和元年度における一般就労移行者数は 3 人でした。国の指針
では、第 5 期計画における未達成割合を第 6 期計画の目標値に加えることと
されていることから、令和 5 年度には国の指針を超え 3.6 倍の 11 人の一般
就労を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の 一般就労移行者数（A）	3 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の 一般就労移行者数（B）	11 人 (3.6 倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 ※（ ）内は増加率（B/A）
就労移行支援事業所の 一般就労移行者数	4 人 (4.0 倍)	令和元年度実績（1 人）の 1.3 倍以上 ※（ ）内は増加率
就労継続支援 A 型の 一般就労移行者数	5 人 (2.5 倍)	令和元年度実績（2 人）の 1.26 倍以上 ※（ ）内は増加率
就労継続支援 B 型の 一般就労移行者数	2 人 (2.0 倍)	令和元年度実績（0 人）の 1.23 倍以上 ※（ ）内は増加率

○職場定着率の増加

国の指針を踏まえて、令和5年度中における一般就労移行者の目標値 11 人の 7 割増にあたる 8 人が、職場定着支援事業を利用して一般就労することを目標人数として設定します。

就労定着支援事業所における国の指針に対しては、市内に職場定着支援事業所がないことから、目標設定は行いません。

⑤ 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保すること
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを各市町村または圏域で配置することとしています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

○児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは峡東圏域で1か所が既に整備されていますが、サー

ビスの利用ニーズはますます増加しています。このため、令和5年度末までに1か所を増設し、峡東圏域で2か所を設置することを目指します。

保育所等訪問支援サービス提供事業所は、現在は本市にも峡東圏域にもありませんが、利用ができる体制整備は行われています。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	峡東圏域で 1 か所	令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置数
令和5年度末時点 児童発達支援センターの数	峡東圏域で 2 か所	峡東圏域として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

○主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

身近な地域で重症心身障がい児が支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保と支援の充実を目指します。

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、峡東圏域で1か所が既に整備されていますが、児童発達支援事業所は市内にも峡東圏域にもありません。このため、令和5年度末までに峡東圏域で1か所を設置することを目指します。また、放課後等デイサービス事業所は、現状を維持することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	峡東圏域で 0 か所	令和元年度末時点の児童発達支援事業所数
令和5年度末時点の重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	峡東圏域で 1 か所	令和元年度末時点の放課後等デイサービス事業所数
令和5年度末時点の重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

○医療的ケア児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場は、峡東圏域において既に設置が行われています。今後も協議を継続し、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現状の2人を維持します。

項 目	数 値	考 え 方
令和 5 年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	2 人	令和 5 年度末時点で医療的ケア児等に関するコーディネーターを 1 人以上配置する

⑥ 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針】

国の指針では、令和 5 年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市には令和 2 年度末現在 6 か所の計画相談支援事業所があります。計画相談支援は、原則として障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となっていることから、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できないことが多くなっています。このため、市福祉総務課や基幹相談支援センター、笛吹市地域自立支援協議会での取組を通じ、相談支援専門員の人材育成とサービス等利用計画の質の向上、事業所や関係機関との連携強化に努め、相談支援体制の充実を図ります。

項 目		数 値	考 え 方
総合的・専門的な相談支援実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保		1 か所	基幹相談支援センター等の設置数
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	市担当課による指導・助言
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10 件	自立支援協議会専門部会での取組
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	7 回	自立支援協議会専門部会での取組

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

国の指針では、令和 5 年度末までに各市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業者の増加に伴い、サービスの質の向上が求められています。障害者総合支援法の理念や具体的内容を理解し、利用者が本当に必要とする適正なサービス等の提供が必要です。このため、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体と共有する目標を設定し、職員および関係者の資質向上に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
県等が実施する研修への市職員の参加人数	2 人	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する取組	1 回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 前回計画の振りかえり

区 分			基準値	目標値			実績値			達成率 (令和 2 年度)
			平成 29 年度 (実績 見込)	平成 30 年度 (見込)	令和元 年度 (見込)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	令和元 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見 込)	
訪 問 系	居宅介護	時間	1,313	1,103	1,108	1,113	848	920	825	74.1 %
		人	90	73	74	75	62	62	61	81.3 %
	重度訪問介護	時間	957	880	884	888	1,003	1,106	1,074	121.0 %
		人	11	10	10	10	13	12	12	120.0 %
	同行援護	時間	9	9	9	9	27	47	23	255.6 %
		人	4	2	2	2	3	4	4	150.0 %
	行動援護	時間	684	416	439	462	348	353	369	79.9 %
		人	26	18	19	20	18	18	15	75.0 %
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0	－ %	
	人	0	0	0	0	0	0	0	－ %	
日 中 活 動 系	生活介護	人日	3,077	2,987	3,021	3,076	2,861	2,884	3,039	98.8 %
		人	150	148	149	151	142	144	151	100.0 %
	自立訓練 (機能訓練)	人日	0	5	5	5	4	1	0	－ %
		人	0	0	0	0	1	0	0	－ %
	自立訓練 (生活訓練)	人日	168	51	51	53	138	97	69	130.2 %
		人	8	3	3	3	7	5	4	133.3 %
	就労移行支援	人日	420	142	158	174	64	96	175	100.6 %
		人	24	9	10	11	4	6	10	91.0 %
	就労継続支援 (A型)	人日	486	397	416	436	417	481	589	135.1 %
		人	25	21	22	23	23	26	31	134.8 %
	就労継続支援 (B型)	人日	1,724	1,517	1,549	1,626	1,685	1,836	2,023	124.4 %
		人	94	92	94	98	99	109	122	124.5 %
	就労定着支援	人	－	2	2	2	1	1	1	50.0 %
	療養介護	人	7	7	7	7	8	8	8	114.3 %
	短期入所(福 祉型)	人日	251	249	249	261	245	242	162	62.1 %
		人	36	38	38	40	41	44	28	70.0 %
短期入所(医 療型)	人日	39	26	26	26	38	38	37	142.3 %	
	人	6	4	4	4	6	6	3	75.0 %	
居 住 系	自立生活援助	人	0	3	3	3	0	1	2	66.7 %
	共同生活援助	人	38	33	36	39	37	38	41	105.1 %
	施設入所支援	人	79	80	80	76	71	72	73	96.1 %
相 談 支 援	計画相談支援	人	34	41	42	43	45	57	71	165.1 %
	地域移行支援	人	2	1	1	2	1	0	0	0 %
	地域定着支援	人	2	1	1	2	2	0	1	50.0 %

※「人日」…1 人 1 ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1 ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

前回計画では、平成 27 年度から平成 29 年度にかけてのサービス利用の伸び率などを参考に目標を設定しましたが、障害福祉サービスの全体的な傾向として、前回の計画値に対して実績見込値が下回っている状況にあります。サービス利用が伸びない理由としては、当初見込んでいたほどサービス事業所が増えなかったことや利用できる期間に制限があるなどの制度上の要因などが考えられ、利用ニーズは増加しているものの、利用したくても利用できないといった実態がみられます。

制度の成熟とともに、相談支援事業者や基幹相談支援センター・委託相談事業所・保健師などとの連携体制が確立されてきたことにより、ニーズの掘り起こしにつながり、サービスの周知がすすんだことや、サービス提供事業者が増加したこと等により、障がい者本人の自立に向けた支援や家庭での介護力を補うために積極的にサービスが利用できる環境が整ってきたものと考えられます。今後は、そのニーズにこたえるためのサービス供給量の十分な確保が課題です。

① 訪問系サービス

「居宅介護」および「行動援護」については、利用人数・利用時間は減少傾向、「重度訪問介護」および「同行援護」については、利用人数・利用時間数は増加傾向にあります。居宅介護については、サービス提供事業所の不足により、サービス供給量が確保できない可能性があります。

② 日中活動系サービス

「生活介護」については、利用日数・利用人数とも計画値に近い実績があります。「自立訓練（機能訓練）」については、峡東圏域内にサービス提供事業所がないことも影響してか利用実績がほとんどありませんでした。「自立訓練（生活訓練）」は、実績値としては減少傾向です。また、「就労移行支援」については、利用時間については達成率が高くなっていますが、利用人数は計画値を下回っています。「自立訓練（生活訓練）」および「就労移行支援」とも利用期間が限られているため、期間終了後を視野に入れた中での選択となることや身近な地域における事業所数が少ないこと、また、必ずしも就労移行支援を利用しなくても就労につながることも、サービス利用に影響していると思われます。

「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」の利用人数・利用日数とも計画値を上回っています。市内に事業所が増えたことや、新たな感染症の影響で一般就労していたが福祉的就労に移行したケースもあります。

「就労定着支援」、「療養介護」の利用は、横ばい傾向にあります。

「短期入所」については、福祉型・医療型とも利用人数は減少していますが、医療型の利用日数は、大きく伸びています。新しい感染症の影響で、事業所側に短期入所の受入れがしづらい状況があったこと、また反対に医療型については、感染症の影響から一人が長期間にわたり利用したことが関係していると思われます。

③ 居住系サービス

「自立生活援助」は計画値を下回っており、利用人数は少なく、横ばい傾向にあります。「共同生活援助」の利用者は、増加傾向にありますが、大きく伸びてはいません。これは、利用ニーズはあるものの事業所に空きがなくニーズを満たしていないためだと考えられます。「施設入所支援」については、計画では3年間で4人の減少を見込みましたが、2人増加しました。

④ 相談支援

「計画相談支援」については、計画値を大きく上回っています。これは、サービス利用者が増加していることによるものですが、計画相談支援事業所の数は思うように増加していません。利用ニーズを満たす供給量の確保が課題となっています。「地域移行支援」は、令和2年度末の実績（見込）はなく、「地域定着支援」については、1人でした。

（2）第6期計画の見込量と確保のための方策

① 訪問系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	
居宅介護	825 時間	810 時間	805 時間	890 時間	
	61 人	62 人	61 人	64 人	
重度訪問介護	1,074 時間	1,290 時間	1,393 時間	1,504 時間	
	12 人	13 人	14 人	15 人	
同行援護	23 時間	60 時間	60 時間	60 時間	
	3 人	5 人	5 人	5 人	
行動援護	369 時間	443 時間	462 時間	462 時間	
	15 人	19 人	20 人	20 人	
重度障害者等包 括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
	0 人	0 人	0 人	0 人	

※ 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和2年度上半期（4月～8月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、平成29年度の見込量を算出しました。

令和3年度以降の見込み量については、令和2年度見込量を基本とし、これに令和29年度～令和元年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、

令和５年度まで算出しました。

【見込量確保のための方策】

- ・現状の利用動向や今後の利用ニーズ、特別支援学校卒業者などサービス新規利用見込み等を十分に調査、検討し、サービス提供事業者との連絡調整を密にして利用量の確保に努めます。
- ・障がい者のニーズに合わせたサービス提供が確保できるよう、民間事業者の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を支援します。
- ・障害種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。
- ・「重度障害者等包括支援」は、現在提供実績はありませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

② 日中活動系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和２年度 (実績見込)	令和３年度 (見込)	令和４年度 (見込)	令和５年度 (見込)	
生活介護	3,039 人日	2,900 人日	2,940 人日	3,000 人日	
	151 人	145 人	147 人	150 人	
自立訓練(機能 訓練)	0 人日	5 人日	5 人日	5 人日	
	0 人	1 人	1 人	1 人	
自立訓練(生活 訓練)	69 人日	95 人日	114 人日	133 人日	
	4 人	5 人	6 人	7 人	
就労移行支援	175 人日	112 人日	112 人日	112 人日	
	10 人	7 人	7 人	7 人	
就労継続支援 (A型)	589 人日	494 人日	513 人日	532 人日	
	31 人	26 人	27 人	28 人	
就労継続支援 (B型)	2,023 人日	1,938 人日	2,023 人日	2,125 人日	
	122 人	114 人	119 人	125 人	
就労定着支援	1 人	2 人	2 人	2 人	
療養介護	8 人	8 人	8 人	8 人	
短期入所(福祉 型)	162 人日	315 人日	364 人日	389 人日	
	28 人	45 人	52 人	64 人	
短期入所(医療 型)	37 人日	40 人日	50 人日	55 人日	
	3 人	6 人	7 人	8 人	

※「人日」…1人1ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和２年度上半期（４月～８月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和２年度の見込量を算出しました。

令和３年度以降の見込み量については、令和２年度見込量を基本とし、これに平成２９年度～令和年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、令和５年度まで算出しました。

なお、見込量の算出にあたっては、山梨県第６期障害福祉計画（やまなし障害児・障害者プラン２０２１）で設定する長期入院精神障害者の減少目標を踏まえ、笛吹市において見込まれる精神障害者の退院者数や状況に応じたニーズも見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- ・基幹相談支援センターや地域自立支援協議会を中心に事業者間のネットワーク強化を図り、利用者の意向に合致したサービス提供ができるよう連携体制を整備していきます。
- ・職場での人間関係の苦手さにより、就労につながらないケースが多いことを踏まえ、基幹相談支援センターや相談支援事業所における相談支援体制を強化していきます。
- ・多様な主体の民間事業者の参入を促進し、サービス供給体制の充実を支援します。
- ・利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- ・障がい者の経済的自立を進める観点から、本市における契約業務での障害者就労施設等への優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。

③ 居住系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値		
	令和２年度 （実績見込）	令和３年度 （見込）	令和４年度 （見込）	令和５年度 （見込）
自立生活援助	２ 人	２ 人	２ 人	３ 人
共同生活介護	４１ 人	４４ 人	５１ 人	５７ 人
施設入所支援	７３ 人	７７ 人	７７ 人	７８ 人

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和２年度上半期（４月～８月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和２年度の見込量を算出しました。

令和 3 年度以降の見込み量については、令和 2 年度見込量を基本とし、これに平成 29 年度～令和元年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、令和 5 年度まで算出しました。

なお、見込量の算出にあたっては、山梨県第 6 期障害福祉計画（やまなし障害児・障害者プラン 2021）で設定する長期入院精神障害者の減少目標を踏まえ、笛吹市において見込まれる精神障害者の退院者数や状況に応じたニーズも見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- ・障がい者の状況に適合した入所施設の利用を支援するとともに、地域での生活に移行できるよう関係機関での連携を強化して地域移行を支援します。
- ・施設入所者の地域移行を進めるための受け皿としてのグループホームなどの施設整備が不可欠です。障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズや事業者の意向を把握し、支援の充実を図ります。
- ・利用者や家族への情報提供を行うとともに、障害者施設との情報交換にも努め、地域移行しやすい環境づくりを進めます。

④ 相談支援

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	
計画相談支援	71 人	65 人	70 人	75 人	
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	1 人	
地域定着支援	1 人	2 人	2 人	2 人	

※「人」…1 ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和 2 年度上半期（4 月～8 月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和 2 年度の見込量を算出しました。

令和 3 年度以降の見込み量については、令和 2 年度見込量を基本とし、これに平成 29 年度～令和元年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、令和 5 年度まで算出しました。

【見込量確保のための方策】

- ・当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ・すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう、地域自立支援協議会などを通じて相談支援専門員等の連携を強化するとともに、研

修や事例検討等を通じて人材育成を支援します。

《参考指標》精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	1 人	
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人	
共同生活援助	12 人	19 人	19 人	19 人	
自立生活援助	0 人	2 人	2 人	2 人	

成果目標の②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に対応した活動目標です。それぞれの区分から精神障がい者に対するサービス見込量を抜き出し示したものです。

〈障害福祉サービスの内容〉

＜訪問系＞

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

<日中活動系>

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業や自宅への訪問や来所によって、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。

<居住系>

サービス名	内 容
自立生活援助	施設利用していた人が一人暮らしを希望したときに、生活や健康、地域住民との関係などに確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

<相談支援>

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らししている人等について、夜間なども含む緊急時における連絡、相談等を行います。

4 障害児支援の見込量

(1) 前回計画のふりかえり

【必要な量の見込み】

区 分	単 位	基準 値	目 標 値			実 績 値			達成率 (令和 2 年度)
		平成 29 年度 (実績 見込)	平成 30 年度 (見込)	令和元 年度 (見込)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	令和元 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績 見込)	
児童発達支援	人日	208	315	355	393	355	385	378	96.2%
	人	19	25	28	31	29	29	29	93.6%
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0%
	人	0	0	0	0	0	0	0	0%
放課後等デイサービス	人日	327	840	947	1,049	922	1,221	1,439	137.2%
	人	35	75	84	93	72	101	112	120.4%
保育所等訪問支援	人日	9	8	9	9	12	8	7	77.8%
	人	9	8	9	9	12	8	7	77.8%
居宅訪問型児童発達支援	人日	-	3	4	5	0	0	0	0%
	人	-	3	4	5	0	0	0	0%
障害児相談支援	人	5	10	11	12	14	21	27	225.0%

※「人日」…1 人 1 ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1 ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

「児童発達支援」については、利用日数、利用人数ともほぼ計画値に近い実績値となっています。利用ニーズは高いものの、事業所のサービス供給量が追いつかないことから目標値を低く設定したことによるものと考えられます。ニーズに見合うサービス供給量の確保が求められます。

「放課後等デイサービス」は、計画を大きく上回っています。サービス内容の浸透や利用ニーズの高まりに対し、それに応えるだけの事業所のサービス供給量が確保できているためだと考えられます。

「保育所等訪問支援」については、利用日数、利用人数ともほぼ計画値に近い推移となっています。

障がい児のサービスの利用は、制度の周知が療育の必要性に対する理解が進んだことにより利用ニーズが増加しています。また、利用者の増加により「障害児相談支援」の利用も大きく伸びていますが、事業所数はなかなか増加せず、飽和状態となっているため、サービス供給量の確保が課題となっています。

(2) 第6期計画の見込量と確保のための方策

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	
児童発達支援	378 人日	393 人日	442 人日	444 人日	
	29 人	31 人	34 人	37 人	
医療型児童発達支援	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	0 人	0 人	0 人	0 人	
放課後等デイサービス	1,439 人日	1,243 人日	1,320 人日	1,419 人日	
	112 人	113 人	120 人	129 人	
保育所等訪問支援	7 人日	9 人日	10 人日	12 人日	
	7 人	9 人	10 人	12 人	
居宅訪問型児童発達支援	0 人日	0 人日	0 人日	1 人日	
	0 人	0 人	0 人	1 人	
障害児相談支援	27 人	27 人	36 人	45 人	

※「人日」…1人1ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

令和2年度上半期(4月～8月分)の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和2年度の見込み量を算出しました。

令和3年度以降の見込み量については、令和2年度見込み量を基本とし、これに平成29年度～令和元年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素(新規利用開始、サービスの供給体制の増減など)を検討し、令和5年度まで算定しました。

【見込量確保のための方策】

- ・事業者との連携を図りながら対象児の実態把握に努め、障がいのある児童の成長に応じた適切な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- ・障がいのある児童とその保護者(家族)が適切なサービスを選択できるよう、サービス内容への理解の浸透を図ります。
- ・障がいのある児童とその保護者(家族)のニーズに応じた十分なサービス量を確保できるよう、児童サービスの質の確保を図りながら、事業者へサービス供給体制拡大の働きかけを行います。

〈障がい児支援の内容〉

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある児童が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または団体生活への適応のための訓練を受けます。
医療型児童発達支援	障がいのある児童が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を受けます。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童が、授業の終了後または休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練等を受けます。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を相談支援専門員が訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障害のある児童の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。

5 地域生活支援事業の見込量

(1) 前回計画の振りかえり

区 分			平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
指標・単位等								
(1)相談支援事業								
①障がい者相談支援事業								
基幹相談支援センター	設置の有無	見込	有		有		有	
		実績	有		有		有	
相談支援事業	実施箇所数(箇所)	見込	3		3		3	
		実績	3		3		4	
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	見込	有		有		有	
		実績	有		有		有	
③住宅入居等支援事業	実施の有無	見込	有		有		有	
		実績	有		有		有	
(2)成年後見制度利用支援事業								
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	見込	9		10		11	
		実績	5		6		10	
(3)コミュニケーション支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	見込	20		22		24	
		実績	23		23		13	
②手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	見込	1		1		1	
		実績	1		1		1	
(4)日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	給付件数(件)	見込	4		5		6	
		実績	1		1		1	
②自立生活支援用具	給付件数(件)	見込	8		9		10	
		実績	6		4		2	
③在宅療養等支援用具	給付件数(件)	見込	10		10		10	
		実績	11		8		10	
④情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	見込	30		32		34	
		実績	38		45		50	
⑤排泄管理支援用具	給付件数(件)	見込	1,500		1,500		1,500	
		実績	1,658		1,686		1,720	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数(件)	見込	3		3		3	
		実績	1		0		1	
(5)移動支援事業								
移動支援事業	利用者数(人)/のべ利用時間数(時間)	見込	190	5,800	190	5,800	190	5,800
		実績	193	5,327	193	5,235	191	4,790

(6)地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業 （自市町村分）	実施箇所数(箇所)/ のべ利用人数(人)	見込	6	12,000	6	12,200	6	12,200
		実績	6	11,041	6	11,693	5	7,900
地域活動支援センター事業 （他市町村分）	実施箇所数(箇所)/ のべ利用人数(人)	見込	3	650	3	650	3	650
		実績	2	226	2	203	2	245
(7)その他の事業								
①日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)/ 利用者数(人)	見込	42	160	42	165	42	170
		実績	42	164	44	179	49	191
②生活支援事業	利用者数(人)	見込	215		220		225	
		実績	732		899		550	
③社会参加促進事業	利用者数(人)	見込	220		240		250	
		実績	155		111		45	

(2) 第6期計画の見込量とその確保のための方策

【必要な量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標・単位等				
(1)相談支援事業				
①障がい者相談支援事業				
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数(箇所)	4	5	5
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(2)成年後見制度支援事業				
①成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	13	15	15
②法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
③市民後見人養成等事業	実施の有無	有	有	有
(3)意思疎通支援事業※				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	20	22	24
②手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	1	1	1
③手話・朗読奉仕員養成事業	実施の有無	有	有	有
(4)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数(件)	1	1	2
②自立生活支援用具	給付件数(件)	2	4	4
③在宅療養等支援用具	給付件数(件)	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	55	60	65
⑤排泄管理支援用具	給付件数(件)	1,800	1,800	1,800
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数(件)	1	2	2

(5)移動支援事業							
移動支援事業	利用者数(人)/のべ利用時間数(時間)	190	5,800	190	5,800	190	5,800
(6)地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター事業(自市町村分)	実施箇所数(箇所)/のべ利用人数(人)	5	9,000	5	9,000	5	9,000
地域活動支援センター事業(他市町村分)	実施箇所数(箇所)/のべ利用人数(人)	2	250	2	250	2	250
(7)その他の事業							
①日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)/利用者数(人)	50	200	55	250	60	300
②生活支援事業	利用者数(人)	600		700		700	
③社会参加促進事業	利用者数(人)	50		100		100	

【事業内容および事業推進に向けた考え方】

地域生活支援事業は、障がいがある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟かつ効果的にサービスを提供する事業です。

障がいのある人一人ひとりが、障害福祉サービスを利用しながら、身近な地域で自立した生活が送れるよう、効果的な事業実施を推進します。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

＜地域生活支援事業の事業内容および事業推進に向けた考え方＞

事業名	事業内容	考え方
(1) 相談支援事業		
① 障害者相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。	地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」を中心に、障がい者やその家族が身近な地域でいつでも気軽に相談できる相談体制の構築を図り、障がい者が自立した日常生活または社会生活を送れる地域づくりを目指します。 また、地域自立支援協議会を通じて困難ケースの検討や関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センターなどに配置することや、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施します。	
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を行います。	

(2) 成年後見制度支援事業		
① 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、制度利用のための手続きや費用の支援を行い、障がい者の権利が守られるようにします。	後見センターふえふき（笛吹市社会福祉協議会）や相談支援事業所等と連携しながら、成年後見制度の利用が必要と考えられる人の把握に努めるとともに、成年後見制度の利用支援により障がい者の適切なサービス利用や権利擁護を図ります。 また、後見人などの担い手不足が進んでいることから、法人後見や市民後見人の育成や活動支援を行うことにより、地域で支える権利擁護の仕組みづくりを進めます。
② 法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。	
③ 市民後見人養成等事業	地域の中で障がい者に寄り添いながら日常生活上の支援を行うことのできる市民後見人の育成と活動支援を行います。	
④ 成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度について広く知ってもらい、利用しやすくなるようにします。	
(3) 意思疎通支援事業		
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語・音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、本人とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。	意思疎通支援事業の実施により聴覚障がい者などの意思疎通の円滑化を図るとともに、手話通訳者などの担い手の人材育成や手話奉仕員・朗読奉仕員の養成に取り組みます。
② 手話通訳者設置事業	手話通訳者を市窓口に配置し、聴覚障がい者などの相談や事務手続き時の利便を図ります。	
③ 手話・朗読奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者および視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対して、講習会・研修会などの方法によって手話および朗読に必要な技術などの指導を行い、手話・朗読奉仕員の養成を行います。	
(4) 日常生活用具給付等事業	主に在宅の障がい者や障がいをもつ子どもに対して、障がいの特性に合わせた自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。	日常生活用具の給付により、障がい者の日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援します。
(5) 移動支援事業	移動に著しい制限のある視覚障がい者・全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、社会生活に必要な外出や余暇活動への参加時にヘルパーが移動の支援を行います。	障がい者の社会生活上必要な外出および余暇活動などへの参加を支援し、障がい者の社会参加を促進します。
(6) 地域活動支援センター	障がい者などが通う地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業を行います。	身近な地域で、障がい者などの集う場となる地域活動支援センターの活発な活動と安定的な運営を支援し、障がい者などの社会との交流を促進します。

(7) その他の事業

① 日中一時支援事業	障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援および障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	障がい者などの社会参加の促進と、日常的に介護する家族への介護負担軽減などの支援をします。
② 日常生活支援事業	作業指導や生活指導等により、社会復帰の促進や地域における自立と社会参加のための訓練などを実施します。	精神障がい者デイケア、歩行や身辺家事などの生活訓練、創作的活動や地域交流などの本人活動支援を実施し、地域社会の一員として充実した生活が送れるよう支援します。
③ 社会参加促進事業	スポーツやレクリエーションを通して、障がい者の社会参加や交流の機会を提供します。	スポーツ教室・スポーツレクリエーション大会などを実施して、障がい者の社会参加や地域交流を図ります。

6 計画の推進（追記事項）

（１）計画の検証と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずることとされています。

計画の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが必要です。本計画の着実な実行に努めるため、計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、「計画（Plan）」、「実施・実行（Do）」、「点検・評価（Check）」、「処置・改善（Action）」のPDCA マネジメントサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも、笛吹市地域自立支援協議会などと協議しながら、本計画の実施状況などの点検や計画自体の問題点の把握などを行っていきます。また、成果目標および活動指標については、少なくとも１年に１回はその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析および評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどを行っていきます。

(2) 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、基幹相談支援センターを中心として、庁内関係課はもとより、保健・医療・福祉・労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携強化に努め、障がいのある人が身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるような支援体制を構築し、計画の推進を図ります。

また、サービスの基盤整備については、本市だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、県や近隣の市町村と連携しながら、計画を推進していきます。

〔参考資料〕

障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数

(人)

年度 障害種別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
視 覚	305	287	288	281	282	257	255	245	245	240
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	325	315	313	315	319	301	312	327	334	331
肢 体	1,912	1,919	1,953	1,965	1,956	1,802	1,765	1,774	1,745	1,683
内 部	1,065	1,086	1,083	1,076	1,091	1,040	1,059	1,067	1,073	1,032
合 計	3,607	3,607	3,637	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,397	3,286

* 出展：山梨県福祉保健部障害福祉課統計(各年度 4 月 1 日現在)

療育手帳所持者数

(人)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
療育手帳所持者数	410	433	448	449	470	501	521	539	554	566

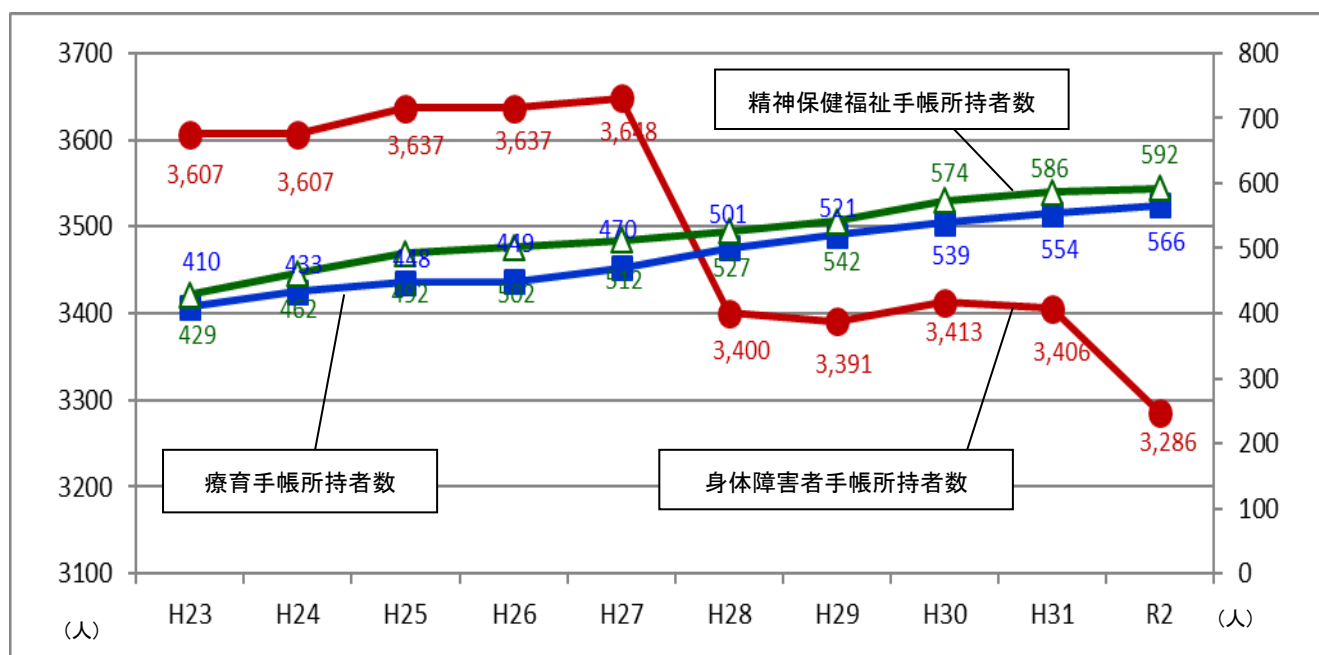
* 出展：山梨県福祉保健部障害福祉課統計(各年度 4 月 1 日現在)

精神保健福祉手帳所持者数

(人)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
精神保健福祉手帳所持者数	429	462	492	502	512	527	542	574	586	592

* 出展：山梨県福祉保健部健康増進課統計(各年度 4 月 1 日現在)



* 注) 元号の変更は2019年5月1日ですが、4月1日現在のデータでも令和元年(元年・R1)で表記しています。

笛吹市第 6 期障害福祉計画
笛吹市第 2 期障害児福祉計画
令和 3 年 3 月策定

笛吹市 保健福祉部 福祉総務課

笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所保健福祉館 2 階
電話 055-262-1273 F A X 055-262-1276